

令和元年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月12日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月12日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	山 岸 美 登 利	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進 課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全 安課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	子ども 子課長	舘林 久美
		保険医療 課長	不破 生美	介護支援 課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝			
消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖	
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	高 阪 康 彦	嘱託員制度について……………	38
2	飯 田 雅 広	ひとり親家庭の貧困対策は……………	47
3	板 倉 浩 幸	①医療・介護・税金の負担軽減を問う！……………	58
		②再度、国民健康保険について問う！……………	72
4	山 岸 美登利	防災・減災対策について……………	82
5	伊 藤 俊 一	議員報酬の見直しについて……………	92
6	戸 谷 裕 治	持続可能な町づくりを目指せ……………	96

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和元年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

飯田雅広君の一般質問に関する資料が議員のタブレットに配信されております。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問第1 高阪康彦君の「嘱託員制度について」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○14番 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。14番 新風の高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「嘱託員制度について」と題しまして質問をいたします。

蟹江町の嘱託員さん、いわゆる非常勤特別職嘱託職員と言われる方々ですが、現在31名の方が任命されております。全ての方が地域の区長、または町内会長さんの肩書を持つ自治会長さんです。つまり自治会長さんが全て町の嘱託員となっています。

嘱託員さんの仕事は、主に円滑な行政運営の協力、行政と地域住民間の調整、行政の事務連絡などが考えられますし、嘱託員会議の出席なども考えられます。そして、その職務を行う範囲は、担当の自治会であります。その自治会が現在60世帯以下の町内から2,000世帯以

上の町内とばらつきがあります。しかしながら、町から支払われる報酬は、60世帯以下の町内も2,000世帯以上の町内も一律個人、自治会長さんに年額30万円が支払われています。小さな町内も大きな町内も一律というのは不公平ではないかと思う方もおられると思います。

実は、この疑問は昨年9月議会に同様の質問をさせていただきました。そのときの答弁は、町内会の世帯数に違いはあるが、町には嘱託員と嘱託補助員の制度がある。嘱託員は各行政区に1人で、嘱託補助員は世帯に応じて配置して配慮している。この運用で問題はないと認識しているという答弁でございました。補助嘱託員の数で調整をしているので問題はないとのことですが、その考え方に違和感があり、不公平感も残ります。

そこでお尋ねをいたします。1番目です。町には嘱託員に関する規約があると思いますが、嘱託員の定数、資格、選出はどうなっていますか。

2番目として、補助嘱託員の割り当て方と町で一番補助嘱託員の多い地区名と世帯数、また町全体の補助嘱託員数をお聞かせください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、嘱託員の定数につきましては、31名というところで、蟹江町嘱託員及び嘱託補助員設置規程で定める区域、31区域ございますが、そこに1人ずつ置くこととなっております。

資格につきましては、資格要件は特にございませんが、区域の代表という立場から町内会等の会長が担うことが多い状況でございます。

選出につきましては、選出要件も特にございませんが、地元町内会等の総会を経て、町としては嘱託員から次年度の嘱託員を推薦していただいて、その方に委嘱をしておるのが現状でございます。

2つ目のご質問といたしまして、嘱託補助員の割り当て方につきましては、蟹江町嘱託員及び嘱託補助員設置規程の定めにより、世帯数に応じて割り当てる人数を定めております。町で一番世帯数の多い町内会は、源氏才勝地区となっております。世帯数が2,175世帯、嘱託補助員の数は8名となっております。また、町全体の嘱託補助員の人数は70名となっております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

この質問に当たって、町のほうから補助嘱託員設置規程というのをいただきまして、それを今、拝見させていただいておるんですけども、この設置規程は昭和56年4月1日から施行ということで、これを設置されてからもう37、38年、40年近くたっておるということがございますけれども、第1条としては設置の目的、本町町政事務の円滑な運営を期するため嘱託員及び嘱託補助員を置くということでもあります。設置区域は、今質問しました、嘱託員は別表第1に定める区域に1人置き、嘱託補助員は別表第2の基準により設置するとあります。

別表というのは今の31町内会が全て書いてありますし、補助嘱託員の割り振り方は、例えばこれを見ますと150世帯までは補助嘱託員はありません。151世帯から350世帯に1人、351世帯から550世帯に2人と、順次200から300世帯で上がっていきまして、最高は8人と今のところなっています。1,851世帯以上は8人ということで、その上はございません。そういう規約になっております。

以上のことから質問いたしますけれども、町の言われるように補助嘱託員を置いて平等性がとってあるということですが、もう一つの資料をいただきましてそれを見ますと、31の町内会で100世帯以下のところは別といたしましても、嘱託員さんと補助嘱託員さんを足した数で割っても、最低は、一番少ないのが53とか54ですが、例えば今言われた源氏才勝なんかは、1人当たりが単純に割りまして241戸、自分のノルマは割れば241戸で、補助嘱託員さんを入れてもそれでバランスがとれているというふうには言えないと思うんです。ある地区においては、嘱託員さんが200戸ぐらい回っている。ある地区においては100戸以下というふうな感じで、倍以上の差がある。これでバランスがとれているという、とりあえず今何の疑問がないので、問題がないのでやっておられるかもしれませんが、非常にこの辺のところの問題がありますし、当然、補助嘱託員さんにも手当というか報酬が出ておるわけがありますので、これはやはり40年近くたって、それぞれの地域に格差が出てきて、参議院の選挙ではありませんけれども、世帯格差というのがあると思うんですよね。それで、補助嘱託員さんの自分の手取りが2倍以上違っていると。一番下と上を比べますと、50から200ですから、5倍ぐらいになっておるということです。非常にこれが疑問があるということでもあります。

それから、もう一つ、これを見て思いましたんですけれども、補助嘱託員さんの規約でいきますと、大体200から300世帯で1人ずつふえているんですが、1,851世帯からは8人で上はないです。今、資料を見ますと、源氏才勝は2,171、さっき5と言われましたけれども、これは71になっているんですが、2,171世帯ということで、1,850から300世帯以上はふえているので、本来でいけばもう1人ふえてもいいのではないかというふうに思うんですけれども、この辺のところを少し、あとでまた質問しますので、考えたらどうかというふうに思うんです。

次の質問に移ります。

次に、他の自治体では、報酬額の算定は均等割プラス世帯数掛ける基準額となっているところが結構多いんです。町としてもこういう考え方はできないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

報酬額の算出につきましては、現行の報酬額といたしまして、考え方といたしまして、町

と住民のパイプ役である嘱託員の重要な職務を執行していただくための費用を捉えております。そのため全てを同額としております。しかしながら、議員のおっしゃるとおり現実として区域の人数が変わっているのが実情でございます。区域の人数がふえるほど要望等を受ける回数が増加すると考えられますので、嘱託補助員の人数をふやすことでバランスを保っている状況でございます。

また、嘱託員の個人報酬とは別に、町内会運営費交付金、世帯数掛ける500円を支給しております。区域の実情に見合ったものと考えておりますが、今後は嘱託員の報酬の算出につきましては、均等割プラス世帯数掛ける基礎額の考え方も考慮した上で、他市町村の状況も踏まえまして再考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今答弁いただきましたんですけれども、町内世帯掛ける500円を町交付金として支給しているのは、これは当たり前のことです。今、私が問題にしているのは、その嘱託員さんの問題でございまして、ちょっと論点が違うような気がします。町の考え方としては、やはり町の代表として嘱託員だからみんな同じ、同額であるという考え方で、その町の大きさは今の補助嘱託員でバランスをとっていると、こうでありますけれども、どうもその考えがおかしいんですね。やはり均等割プラス世帯数掛ける基礎額というのは、単純に言いますと各町内に均等割を例えば10万円としますと、100世帯で1戸が200円という基礎額を掛ければ100世帯の2万円、プラス12万円、だから100世帯の方が12万円、逆にそれが1,000世帯になれば10万円プラス200円掛ける1,000で20万円、ですから30万円というような、そのような考え方でやっている自治体も多いんです。均等割とか基礎額とか数字が変わりますので、ただこういう考え方をしますと非常に自分の持つ自治会の数と仕事量というのは、仕事量の報酬というふうに考えるのは、ちょっと町の考え方と違うかもしれませんが、やはりそのほうがある意味、公平感というか、平等感があると思うんです。この辺もまた後で言いますけれども、考えてほしいなというふうに思っております。

次に、4番目です。

次に、現在、広報の全戸配布は業者が行っています。これは町としていろんな角度からいろいろ考えられて踏み切られたというふうに思います。以前は町内会が委託をされて行っていました。月2回の広報の全戸配布は町内会側にとってはかなりの負担だったと思います。これがなくなり、町内会は町内の仕事に専念できるので、おおむね好評であると思っております。反面、言われますのは町内会と町のパイプがやや希薄になる。というのは、やはり班長さん、役員さんが班長さんのところに持ってくる。コミュニケーションができるし、また班長さんが各世帯に配られればいろいろコミュニケーションができて、町とのパイプがつながるのではないかと思いますし、現在はあまり昼間見えないのでポスティングという方も多

いんですけれども、町の全戸配布もほとんどポスティングですから同じようなことですが、そんなようなやはり町と町の住民との間の、広報は来るは来るんですけれども、ポストに入っているだけで、そこに会話もなければコミュニケーションもないので、やや薄くなっているのではないかという指摘もあります。

また反面、この業者委託のポスティングによって、町は1,000万円以上、ちょっと金額はわかりませんが、約1,200万円ともお聞きしましたが、1,200万円以上のお金がかかっております。これは税金であります。以前は町内会にこれを委託しておったわけであります。ある意味、これは間違いかもしれませんが、町内会の仕事というのは、広報の配達というのがかなりのウェートを占めていたというふうに私は思っております。その中に嘱託員さん、補助嘱託員さんが役員として一生懸命やられたということでもあります。そういうふうに考えますと、嘱託員や補助嘱託員の報酬の中にもこの広報を配布するという部分が加味されていたと考えれば、嘱託員の報酬の減額も視野に入ると思いますが、こういった検討はなされましたか、お聞きしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

嘱託員報酬の見直しにつきましては、ポスティングの導入に伴いまして報酬額の見直しについては検討させていただきましたが、ポスティングへの移行に当たりまして、一時的に各町内会等への諸般の作業も混迷すると予想されましたので、ポスティング事業が軌道に乗るまでは様子を見ることといたして現在に至っている状況でございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今のご答弁ですと、ポスティング事業が軌道に乗るまで様子を見ることにいたしましたという言葉の中には、多少の減額があるような感じもしますが、別に金額の問題ではなくて考え方の問題を言っているわけでありまして、それが違うと言われればそうであるというふうにはしか言えませんが、まとめてまた言いますので、次の質問に入ります。

5番目としまして、小さな自治会では人員不足、役員の選出に非常に苦労されておられます。その上に、町から役員の推薦依頼が来るので困っているとたびたび聞いております。町が自治会の推薦を求める役職というのはどんな役職があるか、まずどれくらいあるか、またいわゆる一番小さい世帯が53世帯、一番大きいところでは2,100幾つの、それだけ町内格差があっても、全部の町内にそういう推薦をかけているのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

町から嘱託員さんに推薦を求める役職につきましては、嘱託員、嘱託補助員、環境美化指

導員、民生・児童委員、地区スポーツ協力員、あと役職ではございませんが、選挙のときに投票立会人を依頼しております。基本的にはおおむね全区域にお願いしているような状況でございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

この質問も昨年の9月議会と同じ質問をしているんです。それからほとんど変わっていない。というのは、どんな小さな町内でもまず三役というのがありまして、まず最低、会長、副会長、会計さん、そのほかに美化指導員、美化指導員の場合は大体どこの町内もローテーションというか、班長さんがやってみえるので、これは受けられますが、いわゆる役職というのは本当にやられる方がないし、特に過疎化している町内、高齢化しています。本当に受ける方がなくて、受けても動けないという方もみえるんですね。そこに、それだけ最低の役員が要る中に民生児童委員、地区スポーツ協力員というのが来るわけですよ。本当に困っておられる。もう一つ聞きますけれども、この地区スポーツ協力員というのは、全町内から出てみえますか。

○総務課長 戸谷政司君

今ご質問がございました地区スポーツ協力員につきましては、全町内会からお出しいただいているような状況でございます。

○14番 高阪康彦君

地区スポーツ協力員、スポーツ委員の協力員ですけれども、どちらかというこのスポーツ協力員さんの仕事というのは、体力を使うような仕事が多いんじゃないかと思うんですけれども、中には多分、そんな若い方が出てこられないという方も中にはみえると思うんですよ。そういう場合、町としても推薦はしても町内会のほうで該当者がいないといった場合は、町内のほうで受けられれば当然受けてもらえばよろしいことで、もうとても該当者がいないという場合は、それはそれ以上、無理にすることは無いと思うし、定員があれば、大きな町内から出していいと思うんですよ。そういう柔軟な取り扱いをしていかないと、大きな町内でも今本当に役員のなり手に困っているという現状がありまして、町からのお達しですからどうしてもやらなければいけないということで何とか、地区スポーツ協力員さんでも結構60、70代の方がやってみえるケースがあるんじゃないでしょうかね。それが悪いというわけではありませんが、そういう本当に困ったという話を聞きますので、その辺のところは地域の事情をよく聞いて、無理に出さなくてもいいと思いますし、地域のほうから、もう私たちは出すんだというふうなら当然出てもらえばいいですし、柔軟性を持って当たっていただきたいというふうに思うんです。これもまとめて言いますので。

次、6番目。嘱託員は公務員扱いになりますので、その地位を利用した選挙活動はできないことになっております。先般の選挙で、嘱託員に活動を自粛する文書が出されたと聞いて

おりますが、なぜ今回出されたのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

嘱託員に対する選挙活動の自粛の周知というところでございます。今回、お出しした文書につきましては、活動を自粛する文書ではなく、あくまで嘱託員という身分を理解していただくための注意喚起であります。こちらは町議会議員選挙の際には毎回お出ししているもので、通常であれば2月に開催の嘱託員会議で周知させていただいておりましたが、今回は会議ではなく直近にしっかりと注意喚起をするために個別に通知させていただいたものでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

わかりました。今回は町議会選挙があったから出されたということで、ということは、選挙のたびに毎回こういう文書は出されておるんですね。やはり我々議員と町内会長というのは地域の代表ということでかなり接触と申しますか、おつき合いと申しますか、いろいろ相談したりされたりということが多いんですよ。選挙になれば、当然その地域の議員さんに対しては、町内会長さんもしっかり応援してあげているというふうな関係になっておりますけれども、一応こういう法律があって、その地位を利用して選挙活動をしてはいけないとなっていますので、なるだけ表立って出ないような、そのような応援をされているということで、非常に私たち議員としてはもうちょっとと思うんですけれども、それはいかんからちょっと自粛してよと言っているんですけれども、そういう面で非常に難しいところがあるんですけれども、1つお聞きしたいんですが、ちょっと聞いたんですが、近い将来、公務員の厳格化により嘱託員は公務員を外されるというようなことがあると申しておりますが、そうなるのか、ならないのか、教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

嘱託員の身分につきましては、現在、非常勤特別職となっており、公務員等の範囲に含まれている状況でございますが、今般の地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職としての職が整理され、嘱託員さんにつきましては非常勤特別職から除かれることとなります。しかしながら、町といたしましては、現在、嘱託員にかわる新たな職の設置を含めまして、今後に向け今慎重に取り扱いを検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

今後に向け取り扱いを考えておるのはわかるんですけれども、方向としてはやはりいわゆる非常勤特別職の公務員というのは外れるという方向でいいんですね。わかりました。

それでは、まとめて、今言いましたように嘱託員制度も本当に40年近くたって、町内、蟹江町にしかない中でもかなりふえている、人口増の町内もあれば過疎をしていく町内もある。そういう方の中から代表を選んで、民主主義ですから少数意見の尊重で、小さい町内の方も出てくるのは当然でありますけれども、やはり公平性とか、いろんな面でかなり無理が来ているのではないかと。今のところ何も問題がないようですが、やはり行政の協力ということで町内会長さんを使うというのは、町内会がやはり昔から地縁関係があります、歴史もあります。町内会長さんを嘱託員にするのは町としては一番効率的であると思うし、いいのかもしれませんが、町内の中で非常に、今言うように50何世帯から2,000世帯と、この差は余りにも大き過ぎる。というのを少し考えて、どこの、日本全国もそうですけれども、やはり過疎と大都市との差みたいなもの、やはりこの小さな町内でもそういうことができているということで、これから行政、例えば行政が本当に行政の事務を円滑にしていくためには、もう少し抜本的な考え方をしてほしいなというふうに思いますので、最後に町長にお伺いをしたいと思います。

人口減社会となり、町の中にも過疎の地域ができております。町政事務の円滑な運営を委嘱する嘱託員を自治会から選出するのは、地域の持つ地縁関係や歴史などを考えれば、最も効率的だと言えます。しかし、長い年月がたち、世帯数に大きなばらつきが出てきております。また、各自治会はそれぞれのルールで町内会費やその地域のしきたりなどを決めております。郷に入れば郷に従えと言いますが、それには同調できなくて、昨今は自治会に参加しない人もふえてきていると聞いております。現在は大きな問題とはなっていませんが、公平性や将来を考えれば、行政事務は行政に特化した行政事務員の配置をして、地域も例えば、これは参考ですけれども、町が設定した20区画の町内を利用した選出方法など抜本的な改革が必要だと思いますが、今、町は人口減社会を考え、住みよいまち蟹江町を掲げ、他の地域からの移住を促進しております。その蟹江町に移住をした人が、ある町内に来たらこういうふう、ある町内に来たらこういうふう、郷に入れば郷に従えですが、非常に違和感のあることもあると思うんですよ。そういう人たちが、蟹江町に来たいという人たちのためにも、わかりやすい、公平な行政を考えなければいけないと思いますが、将来に向けて嘱託員制度もある程度改革が必要だと思います。町長はどう考えられるのかお尋ねをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問にお答えをしたいと思います。

これからの蟹江町の自治体のあり方、そして町内会のあり方を本当に鋭く突いていただきました。まさに蟹江町だけではなくて周辺の地方自治体、日本全国の自治体でも同じような問題が起こっているというふうに思います。町村合併、平成の合併が一段落をいたしました。3,232あった自治体が今では1,741になってございます。大きなかたまりになっているところもあれば、過疎のまちが加速をしたところもあるやに聞いております。一方、蟹江町に目を

向けてみますと、先ほど来、るる高阪議員からご質問をいただきましたし、うちのほうとしても今現在わかり得る状況をご説明をさせていただきました。蟹江町、ことしで町制施行130年になります。これを未来永劫続けていくにはいろんな改革も必要でありましょうし、古いものをやっぱりしっかり残していく、伝統、歴史は重んじなければなりません。そんな中で世帯数は、この後また戸谷議員のほうからもご質問もあるというふうに思うわけでありましてけれども、世帯数は着実にふえてきてございます。世帯分離等々のことで、人口増が実際、全体ではふえているんですが、中身の内容としてはやっぱりちょっと厳しい状況が続くのも事実であるというふうに思います。日本全体でも2040年に向けて1億人を何とか保持したいという、まち・ひと・しごとの総合戦略をそれぞれの自治体で今つくって、最終年がこの2019年であります。この10月に総務省が、今回内閣改造がありました。会議を開き、今年度中ではなく12月中に多分指針が出るのではないかなと、第2次のまち・ひと・しごとの総合戦略が発表される予定であります。

そんな中で、今、嘱託員の問題を出されました。まさに50世帯から2,000世帯以上のところのばらつきがあるのではないかと、おっしゃるとおりでありますし、今後も考えていかなければならない大きな課題だというふうに思っています。

それから、今ちょっとご説明差し上げました、地方公務員法、地方自治法の改正、これは平成29年に施行されたわけでありまして、これも日本全国の自治体がこの法律に従うことになっておりますが、まだまだ調整しなければいけないことがたくさんあるというふうに思っています。隣の名古屋市が、236万人の政令指定都市です。あそこは16区がありまして、区長さんと言われる方が公務員なんです。これは自治体のあり方が違いますから全く蟹江町とは違うわけでありましてけれども、市政協力員という形で地域を守っていただいているのも事実であります。当蟹江町も31町内会の中で、それぞれの自治会長さんと呼ばれてみえる方、区長さんと呼ばれてみえる方が嘱託員になっておみえになるのも十分理解をさせていただきます。これからはその報酬なのか、費用弁償なのか、交付金なのかも含めて、しっかりと精査をしていかなければいけない時期がもう差し迫っているというふうに考えてございます。

来年度に向けて、今ほどお話をいたしました地方自治法も含めて考えて結論を出させていただく時期に来ているというふうに思っています。先ほど来、嘱託員さんに蟹江町の行政をいろいろお任せをする非常勤公務員という立場が変わるといふ大きな転換期が来てございますので、また、議員各位の皆様方にいろいろご相談をし、そしてお話をさせていただくときがあるやに思っております。もうしばらくお時間をいただきまして、今現在のあり方をしっかり見つめるターニングポイントがもうそろそろ近づいているというふうに今現在は認識をさせていただきます。とはいっても、今まであるものを急激に変えることによって、地域のコミュニティが崩れては何もなりません。それをしっかりと重視をしながら、町内会、嘱託員の皆さんとお話をしながら最善策を考えてまいりたいというふうに今現在は思っております。

以上であります。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございました。

最後に言っておきますが、私が行政と町内会はある程度分離したほうがいいんだ、というのは、今よく言われているように地方の時代、蟹江町で言えば地域の時代、やはり今、町内会もそうですけれども、本当にどっちかといえば町内会でやるいろんな行事を、一生懸命やっているとみえますが、大体町の事務の下請けみたいな感じで町内会が動いて、町内会そのものの行事というのはあまりないという感じがいたします。そこで、やはりこれから本当に地域は地域で、本当に介護とか、いろんな災害とか、言われるのは本当に向こう三軒両隣にもきちっとコミュニケーションというのが問われている時代でありますので、町内が地域と目覚めて、町内でいろんな活動をするというためには、やはり意見は言うのはいいんですけれども、町内でそういう活動をしていくには、やはり町からの仕事をどんどん片づけていくというのでは、これからはおかしいのではないかという考えもあって申し上げたのでありまして、非常に難しい。今嘱託員制度も何の問題もなく、不平不満が出ているということもあまり聞いておりませんが、将来を考えて、やはり町長が言われる本当に協働のまちづくり、いわゆる行政と町民と議会、議員、協働のまちづくりというのであれば、本当に町内が目覚めて、本当に地域に福祉にしる、防災にしる、地域が頑張るということで、ある程度、上から町のほうが指導はしますが、地域のほうに活発に動いていただきたいというような願いを込めて質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

質問2番 飯田雅広君の「ひとり親家庭の貧困対策は」を許可いたします。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。議長のお許しをいただきましたので、子供の貧困と養育費について質問をいたします。

厚生労働省の調査によりますと、日本の子供の貧困率は平成27年で13.9%です。子供の7人に1人が貧困状態という深刻な状況であります。貧困は、子供にさまざまな影響を与えますが、その1つとして、自己肯定感への影響があります。子供に新しい服を買えない、家族旅行に行けない、進学させてあげられないなど、貧困家庭は経済的理由により、子供のためにしてあげられることが大きく制限されます。貧困によりできないことは、家庭の経済的な環境が原因であり、子供本人にできないことの原因があるわけではありません。しかしながら、子供が自分だけできないという環境に置かれることによって、子供自身の自己肯定感は低下していきます。自己肯定感が下がり、自分自身を価値のない人間と考えるようになると

努力が報われるという発想が持ちづらくなり、子供の将来に深刻な影響を与えます。

私は、平成29年6月議会の代表質問にて、ランドセル代などの就学援助費の前倒し支給に関して質問をしました。これは小学校入学という人生の大きな節目の際に、子供が少しでも自己肯定感が低下しないようにとの思いからです。現在、ランドセル代などの就学援助費の前倒し支給は、愛知県下54自治体のうち53自治体で前倒し支給が正式に決定をしています。では、蟹江町におけるこの現状を教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

準要保護世帯への新入学児童生徒学用品費等の入学前支給につきましては、文部科学省の平成30年7月時点での調査結果によりますと、愛知県下におきましては、議員の言われますように53自治体が支給について決定しております。現在、入学前支給を行っている自治体が37、入学前支給を行っていないが、前向きに取り組もうとしている自治体が16でした。蟹江町におきましては、平成30年4月入学児童生徒分から入学前支給を行っており、入学前の1月末までに申請をいただき、3月に支給しているところでございます。

生活保護世帯における入学準備金等につきましては、受給者からの申請によりますが、入学前の3月に支給されているところは大体そのようです。

以上です。

○3番 飯田雅広君

前倒しをして3月から支給しているということですがけれども、3月ではまだまだ遅いんじゃないかなと感じています。「小学校入学準備いつから」とインターネットで検索すれば、入学説明会が終わって準備するものがわかったらすぐにとりかかるというふうに出ていました。ランドセルに関しては、物によってはもう前年の夏前に売り切れてしまうものもあるそうです。3月ではなくてももう少し早くできないか、お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほども答弁させていただきましたとおり、入学前の1月末までに申請をいただき、3月に支給しているところであり、これより早く支給するには、支給についての周知ですとか、申請を前倒しする必要があります。現在の周知方法は、広報及び町のホームページによるものが主であり、両方とも1月に始めているところであります。3月より早く支給するには、入学前、入学前年の12月より前に周知する必要があります、近隣市町村の状況を調査しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

なるべく前向きにご検討いただきたいなと思います。一連の質問のとおり、支給時期に関しては少し早めていただきたいなという思いはありますけれども、就学援助費の前倒しが始

まりまして、ピカピカのランドセルがたくさんの子供たちを笑顔にしているのではないかなというふうに思います。

さて、子供の貧困に関してはさまざまな要因があり、その一つ一つに関して質問することも検討いたしましたけれども、今回はその中の1つである養育費の未払いに関して質問をさせていただきます。

なぜ、養育費の未払いの問題なのかと申しますと、養育費の未払いはこれまであまり注目されることが少なく、そして十分な対策がされていなかったと考えられるからです。子供がいる夫婦が離婚した場合、子供を引き取らなかった側は子供が大人として自立できる年齢になるまで、衣食住費や教育費、医療費など、養育費を支払う義務があります。離婚する夫婦の間に未成年の子供がいる場合、その子供の親権、監護権を夫か妻かどちらかに決める必要があります。子供を監護する親は、子供を監護しない親に対して、子供を育てていくための養育に要する費用を請求することができます。この費用が養育費というものです。離婚したとしても、親として当然支払ってもらうべき費用ということになります。養育費の支払い義務は、子供が最低限度の生活ができるための扶養義務ではなく、それ以上の内容を含む生活保持義務になります。生活保持義務とは、自分の生活を保持すると同じ程度の生活を扶養を受ける者にも保持させる義務のことです。つまり養育費は、子供を監護していない親が暮らしている水準と同様の生活水準を保てるように支払っていくべきものであるということになります。そして、子供を監護していない親が生活が苦しいから払えないという理由で支払い義務を免れるものではなく、生活水準を落としてでも支払う必要があるお金となります。

このように養育費は、子供を監護していない親が余裕がある場合に支払えばよいというものではありません。離婚によって夫婦関係は切れても、事、親と子の関係は切れません。養育費の負担義務は自己破産した場合でもなくなることはありません。しかしながら、養育費は支払われることのほうが少ないというのが現状になります。平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によりますと、母子世帯の母の養育費の受け取り状況はわずか24.3%です。また、養育費を現在も受けている、または受けたことがある世帯のうち、額が決まっている世帯の平均月額は母子世帯で4万3,707円となっており、養育費の額としては十分ではないという議論もありますけれども、母子世帯の平均年収が243万円であり、貧困世帯の多い母子世帯にとって養育費は貴重な収入でもあります。この養育費があれば貧困状態の解消につながり、仕事を減らし、子供と向き合う時間をふやすことが可能になります。

このようなことから、私は子供の貧困対策として養育費の問題は極めて重要だと考えます。養育費は家庭の問題であり、行政がかかわることは困難だということも理解しております。しかし、蟹江町には養育費の問題は貧困対策として重要だと認識し、一步踏み込んで取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、まず子供の貧困と養育費に対する蟹江町の認識についてお聞きいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました子供の貧困と養育費に対する蟹江町の認識についてお答えさせていただきます。

まず、子供の貧困についてでございます。

蟹江町単独での貧困率をお示しするものはございませんが、愛知県が平成29年9月にまとめました「愛知子ども調査」の中での貧困率は、愛知県全体で9%であるところ、海部地区、このあたりは7.9%と他の地区と比較して低いほうでございました。

続きまして、養育費についてです。

議員のご説明にもございましたが、保護者の離婚などの理由で子供と離れて暮らすこととなる親が支払う子供が自立するまでに要する費用のことを言い、離婚後も子供に対し親としての経済的な責任を果たし、子供の成長を支えるために大切なものであると認識いたしております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

蟹江町の認識はわかりました。

それでは、養育費の取り決めに関してお聞きいたします。

2011年の民法改正を機に、翌年度から離婚届出書に養育費及び面会交流の取り決めの有無のチェック欄が設けられています。未成年の子がいる場合の夫婦の離婚届に関して、このチェック欄の活用はどのようになっているか、また兵庫県明石市では2014年度から離婚届をとりに来られた方々に子供の養育に関する合意書を配るようにしています。蟹江町でもこの合意書をお配りしてはどうかお答えください。

○子ども課長 舘林久美君

ご質問いただきました離婚届のチェック欄の活用、養育費に関する合意書を配布してはどうかについてお答えさせていただきます。

まず初めに離婚届についてです。

離婚届出書の様式には面会交流、養育費についての取り決めのチェック欄が設けられております。そちらにつきましては、届け出を受理する担当課に確認させていただいたところ、未成年の子供がいる世帯の場合、もしその欄が空白であれば受理する際に一応ご確認はさせていただいているところですが、届出者の方がそのまま提出されれば空欄のままでの受理になるとのことでした。

そして、チェック欄につきましては、毎月の集計を行い、法務局へ報告させていただいていますが、現在、蟹江町として他に何か活用しているというところはありません。

次に、子供の養育に関する合意書につきましては、現在、必要となる方のみにお渡しをさせていただいております。離婚届を取りにみえた全ての方にお渡しするということは、必ず

しも未成年のお子様を持つ方ばかりではないというところで行っておりません。

今後は、担当課と調整をさせていただき、法務省のほうから発行されております養育費に関するパンフレット、子供の養育費に係る合意書の手引がございますので、届出書を取りに来た段階でお配りできるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

最初からの質問でも述べさせていただきましたけれども、やはり養育費は母子世帯の貧困に係る本当に大切な収入源になると思っております。そういう意味におきましては、このチェック欄ができたこと、本当にいいことだと思いますし、ぜひとも活用していただきたいと思っております。

また、明石市では養育費に関する合意書を配っております。私もまだちょっと勉強不足ですので、どのような形で配っているのかわからないんですけれども、かなり前向きに配っているというふう聞いておりますので、ぜひとも蟹江町でもこの合意書を配っていただいて、もし何かあったときに母子世帯がこの合意書をもとに養育費を支払ってもらえるような、そういう環境づくり、ぜひとも進めていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

では、蟹江町におけるひとり親世帯及び実際に養育費を受けている世帯数、ひとり親世帯における養育費の取り決めや受給の状況は把握されていますか。また、そのような調査を行ったことがないとのことで把握できていないということでしたら、一度、全町的な調査を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○子ども課長 舘林久美君

質問のありましたひとり親世帯の世帯数、養育費を受けている世帯数、養育費の取り決めや受給の状況、また調査を行ってはどうかについてお答えさせていただきます。

まず、1つ目のご質問、ひとり親の世帯数でございます。子ども課で把握する世帯数といたしましては、18歳以下の児童を養育するひとり親世帯に支給されます児童扶養手当の受給者数でお答えさせていただきますと、約230世帯でございます。その方々が養育費を受けているかどうか、また養育費の取り決め及び受給状況についての把握はしておりません。

次に、調査を行ってはどうかですが、現在のところ、調査はしておりませんが、毎年8月に児童扶養手当の現況届がございます。その際には養育費についての聞き取りは行っているところでございます。もしそこで養育費をもらっていない状況の方がお見えになった場合には、再度、子供の成長を支えるために養育費は必要なものであるというところをお伝えさせていただいている、そのように対応はさせていただいているところでございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

蟹江町全体としての母子世帯の養育費の状況に関しては把握されていないということですので、ぜひ私としては児童扶養手当をもらっている方だけではなく、それ以外に漏れている方が必ずいると思いますので、そういった方も拾っていただいて、ぜひ調査をしていただきたいと思います。調査していただかないと現状がわからないので、対策の打ちようもないと思います。そういう意味では、ぜひ調査を行っていただきたいんですけども、そのあたり、民生部長、どのようにお考えでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま子ども課長のほうから時期について、児童扶養手当の現況のときに1つタイミングがあるというお話をさせていただきました。ただ、離婚の届け出のときには、養育費だけではなくて親権であるとか、子供の面会をめぐるでも非常に感情的にもつれることが少なくない、そういったのが現状でございます。窓口でもそういった状況が往々にしてございます。その中であって、今、議員のおっしゃる調査を行うのであれば、該当の方にやはりご協力をいただけるように、どうしていったらいいのかということをおももも考えていかなければなりませんので、しばらくお時間をいただきまして、方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今、民生部長が方法について考えたいというようなお話をいただいたんですけども、例えば給与支払報告書等々には収入も、配偶者の有無も、未成年者の扶養をしているかどうかというところもわかると思います。課が違うと思うんですけども、そういったものを蟹江町、町民のそういった現状をわかるものは持っていると思います。そういったものを活用するということはできないのかお聞きいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問がありましたが、例えば税務課の情報をそのままほかの課に流用することは個人情報関係でできないと思いますので、まずは難しいかなと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

課が違うと難しいということですけども、その難しい根拠はどういうところにあるのかというのは正直、ちょっとよくわからないので、難しい根拠を示していただきたいと思います。例えばこういう法律があってもできないですとか、例えば課が違ってできないということでしたら、じゃ、この調査の所管を、ちょっと乱暴な言い方ですけども、税務課に移せばできるのか。そういうような言い方になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりも含めてお答えいただけますか。

○総務部長 浅野幸司君

今のご質問にお答えいたします。

税務課長がご答弁をさせていただきましたところでちょっと補足でございますけれども、今現在、税務課でいろいろ所管しております税情報、収入等、それから給与の支払い元等の給与支払報告書等を税務課で今管理しておるんですけれども、そういった税の情報につきましては、いろいろ今の決まりですと、法的なそういった根拠が、法令等の根拠がございますところのみ公文書のそういう請求が来まして、それに対して町として関係法令をしっかりと確認した上でご回答するというような流れで今進めております。いろいろ個人情報等々の取り扱いの関係でそこら辺は厳密に厳しくしております。

したがって、町の中でも他課の職員が税務課の所管する税情報を見るというのは、原則これはできません。パスワード等でしっかり管理を、情報的なものも含めて管理しながら、しっかりそれはできません。

したがって、今、議員がおっしゃった所管課がそこにあればできるのかということよりも、しっかりした法令の根拠が、法的な何かのそういう調査に必要な条文等々が、項目がございましたら、これは町としてしっかり確認しながらご回答のほうさせていただくことになると思いますけれども、そういった状況で今、進めておりますところをご理解のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

とにかく調査をしていただきたいというのがまず第一にあります。個人情報の扱い方に関してはいろいろこの場でお話ししていても結論が出るわけではないと思いますのでこれでやめますけれども、私は一応行政書士という仕事をしています。多分このような法律職に就いている者は最終的には六法に戻ります。何かわからないことがあれば基本は六法です。六法に書いていないこと、やはり解釈の問題になってくると思います。そういう意味では、解釈の仕方によってはできるんじゃないかなというふうにも考えておりますので、またそのところは一度ご検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

先ほど、子ども課長から児童扶養手当というふうにありました。通告書にはありませんけれども、児童扶養手当の窓口対応に関してお聞きしたいことがありますので、民生部長、子ども課長、よろしく申し上げます。

児童扶養手当の現況届の提出時期になっています。児童扶養手当の更新審査は毎年8月にあります。対象者は原則市町村の窓口に出向いて現況届を提出する必要があります。この際、職員が異性との交際状況や自宅への訪問の有無、妊娠の有無など詳細に尋ねる自治体があります。低所得者のひとり親家庭に支給される児童扶養手当の更新審査をめぐって、ひとり親を支援する全国団体が厚生労働省に窓口対応の改善を求める要望書を提出しております。年

に1回の審査の際、受給者が市町村の職員から異性との交際状況などを詳細に聞かれるケースが相次いでおり、プライバシーに配慮した統一的な対応マニュアルの策定を求めています。要望書を提出したシングルマザーサポート団体全国協議会は、高度なプライバシーに属することで、他の職員や市民がいる場で聞かれることは苦痛であり、セクシャルハラスメントになる行為だと指摘し、厚生労働省に対し、市町村の対応の実態を把握することや、全国統一の窓口対応マニュアルを策定すること、窓口ハラスメントをなくすための職員研修を行うことを求めています。

厚生労働省も、昨年とことしの8月、二度にわたり自治体にプライバシーへの配慮を求める文書を出してきましたが、対応に変化がない自治体も多いというふう聞いています。国会では、厚生労働大臣及び総務大臣に調査、是正を求めた行政窓口でシングルマザーが交際男性や妊娠の有無を公衆の面前で聞かれる窓口ハラスメントについて、厚生労働省が配慮を求める事務連絡が8月31日に出ています。ここからは自治体窓口での運用になります。

そこでお聞きします。蟹江町では、児童扶養手当の現況届提出の際に、このようなハラスメントのトラブルがあったかどうか、苦情があったかどうか、またプライバシーに配慮した窓口対応を行っているか、お聞きいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました、現況届のときのトラブルについてでございます。

児童扶養手当の現況届、8月に1カ月間行わせていただきました。その際には、窓口に出る職員全員なんですけれども、言葉遣い、対応には十分気をつけておりますので、ご心配いただけますトラブルには至っておりません。また、日ごろの窓口対応についてなんですけれども、手当の性質上必要である確認事項につきまして、そちらのほうは質問項目に沿って言葉を選びながら慎重に対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

本当にハラスメントに関しましては、受け取り側のとり方もありますのでなかなか難しい部分はあると思いますけれども、慎重にご対応いただいているということなんで、引き続きお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

厚生労働省の調査によりますと、養育費の取り決めがあるとした世帯は42.9%であるにもかかわらず、実際に受け取っている母子世帯は、先ほど述べたとおり24.3%です。特に母子世帯ではパート収入に父母手当、子ども手当を合わせて平均年収243万円です。なお、父子世帯は420万円となっています。なぜ養育費の取り決めがあるにもかかわらず、実際に受け取ることができず、生活困窮に至らねばならないのでしょうか。養育費の不払いが横行する理不尽の中で、お母さんたちは子供との時間を削って働いて、子供に持ち物、食べ物、進学

先にだって我慢を強いらねばならないのでしょうか。余りにも無慈悲ではないでしょうか。

こういった養育費途絶の対策として、国は5月の通常国会で、参考資料にありますように、改正民事執行法を成立させています。新たに改正された第三者からの情報取得手続の施行は来年の見込みになっておりますけれども、具体的にはこれまで強制執行手続で相手の銀行口座などを差し押さえる場合、支払いを求める側が弁護士などを通じて相手の口座を特定する必要がありましたが、改正案では裁判所を通じて口座や勤務先の情報を入手できるようになり、不払いに悩むひとり親が強制執行を申し立てやすくなりました。このように、2011年の民法改正によって離婚届出書に養育費及び面会交流の取り決めの有無のチェック欄が設けられたことや、民事執行法の改正等の養育費に関する国の近年の取り組みについて、蟹江町はどのように評価しているかお聞きいたします。

○子ども課長 館林久美君

ご質問いただきました養育費に関する国の近年の取り組みについて、蟹江町の評価についてお答えさせていただきます。

民事執行法が改正され、養育費部分について変更があるわけなんですけれども、今まで離婚の際に取り決めたはずの養育費について、何らかの理由で支払われず滞っていたものを、今後は勤務先や口座情報を裁判所に申し立てることで知り得ることができるようになるというところは、債務者側につきましても逃れることができないのではという意識が変わり、養育費の未払いに歯どめをかけることができる内容であると評価するところであります。

ただ、こちらの制度の大前提には、離婚の際に裁判や調停、公正証書などの取り決めなど定まったものが必要になってまいりますので、先ほどお答えさせていただいております子供の養育費に関する合意書、こちらが大変重要になってくると思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

今、課長から答弁いただいたとおり、本当に合意書が必要になってきますので、ぜひとも本当にできるだけ多くの方にお渡ししていただけて記入していただける、そういう環境をぜひともつくっていただきたいと思えます。

しかしながら、この裁判所への申し立ての手続きや弁護士への依頼など、心理的、金銭的なハードルを乗り越えるのは並大抵のことではないと思えます。ドイツやスウェーデンでは、養育費の未払いがあった場合に、公費で補填し、行政機関や裁判所が強制的に徴収する仕組みがあります。また、海外のみならず日本でも、明石市が昨年11月から行政が中心となって養育費を確保する方法を模索して、対象は公正証書や調停調書などで離婚相手との養育費の取り決めがある方に限られてはおりますけれども、保証会社を使った未払いの養育費を立てかえる実証実験を全国で初めて開始しております。参考資料の新聞記事や明石市のスキーム図をご参照ください。

また、保証会社に支払う保証料を市が1世帯当たり5万円を上限に負担して、離婚相手が養育費を支払わなかった場合は、保証会社が最長1年間、養育費相当額最大月5万円ですけれども、肩がわりすると同時に、督促や将来養育費確保、給与差し押さえ等のための法的関連費も担うといった内容になっております。保証会社が離婚相手から不支払い分を回収するわけになりますけれども、明石市の場合、市内のひとり親家庭2,500世帯のうち、開始から半年強で8世帯が利用しております。うち1世帯が夫側から回収し、3世帯が立てかえ払いを受けているというふうに聞いています。この実証実験は2021年度末まで続いて、効果を検証した上で本格導入を検討するということでした。

また、大阪市でも4月から同様の事業を始めています。こちらも新聞記事やチラシ、あと大阪市のスキーム図を参照してください。大阪市は、保証会社に支払う保証料だけではなくて、養育費などを取り決める公正証書の作成費も市が全額負担します。ほかにも仙台市、前橋市、横須賀市、湖南省、東大阪市、熊本市などでも検討が始まっています。この明石市や大阪市の取り組みについて、蟹江町はどのように評価しているか。また、調査の結果、養育費の不払いに悩んでいるひとり親世帯が多かった場合の導入の有無に関してお聞きいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました養育費保証制度についてどのように感じたかについてお答えさせていただきます。

子供の健やかな成長を妨げることのないようにするために、安定的な経済保証ができるだけでも先進的な取り組みであると思います。ただ、蟹江町におきまして現時点で、各種相談窓口で養育費についてのご相談を受けていないというところが現状でございます。子供は両親の離婚で、今まで一緒に暮らしていた家族と突然一緒に暮らせなくなるという精神的ダメージを受けます。さらに金銭的なダメージを受けることがないようにするために、大変必要であると思います。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

窓口で現実的な相談がないということですが、実際どこに行ってもいいかわからないという方も多分いらっしゃると思いますし、そもそも困っているかどうか、やっぱり調査していないのでわからないんだと思うんです。ですから、そういう意味では本当に調査することが必要だというふうに思います。

最後に町長にお聞きいたします。

町長は4期目のスタートに当たり10Kの政策方針を掲げられました。その10Kのうちの一つである子育てを応援することということで、次のようにおっしゃられています。「子供は未来の蟹江町を担うかけがえのない存在でございます。その子供たちが健やかに育つことを

願い、育児の負担を軽減させながら育てやすい環境を整えていくことで、子育てを心から応援させていただきます」ということでした。

ひとり親、特にシングルマザーの生活困窮の大きな原因の一つに、養育費の途絶があります。養育費保証支援は、既に明石市や大阪市ではフィジビリティが始まっております。明石市や大阪市の事業は注目に値するものであるといえます。ひとり親家庭の子供たちの多くが置かれている経済的に厳しい状況を打開するため、蟹江町としてもこの養育費保証支援事業の展開に注視するとともに、国や県の取り組みを待つだけではなく、蟹江町として独自に調査を行い、より有効な養育費の受給率向上策を思案し、施行することをご検討いただけますよう、町長に前向きなご答弁を求めます。

また、先ほど蟹江町の認識について、子供の貧困と養育費の認識についてお聞きいたしましたけれども、まだまだお考え方、蟹江町として甘いんじゃないかなというふうに、答弁を聞きながら思いました。その点も含めて町長にご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。答弁漏れがございましたご指摘をいただければありがたいと思います。

ひとり親家庭の貧困対策というのは、前にもここにおみえになります議員の皆様方、お名前は申し上げますが、何度かご質問をいただきました。貧困率が低いから何もやらないということではなくて、その貧困率自身、この貧困率という言葉ができたのは、飯田議員はもちろんご存じだと思いますし、ほかの議員もご存じだと思いますが、いわゆる民主党政権の時代、たしか2010年の長妻厚生労働大臣が初めて発せられた言葉だというふうに私は記憶をいたしております。いわゆるそれぞれの、国民の平均年収の半分以下、いわゆる世帯の可処分所得を世帯数で割った数字というふうに私はずっと思っておりまして、蟹江町に貧困がないとは、それは思っておりませんが、しかし率としては、先ほど担当が申し上げましたとおりきちとした数字は出ておりませんが、全国的に比べると低いところにあるというのは事実だというふうには思います。

ただ、先ほど飯田議員からいろいろご意見いただきました。調査をして実態を把握したほうがいいんじゃないかということも十分わかっております。現況調査のときに、先ほど担当も申し上げましたとおり、気を使いながらきちっと聞きたいという聞き取りを今やりながら、実態把握ができるところまできちっとやっていきたいというふうにこれからも考えてございます。蟹江町を担う、そして地域を担う、最後には日本を担う若い世代、子供たちをしっかりとこれから育てるために、蟹江町からそういう力を発信していきたいというふうに考えてございます。

今、明石市の市長さん、そして大阪市の前市長さんがやっておられるこの政策を全国の、

見ているわけではありませんけれども、この小さな町の蟹江町がどういう形でスタートができるかということも、しっかり真摯に、前向きに考えていきたいというふうに、今現在は考えております。蟹江町の中で、蟹江町に住んでよかった、蟹江町に来てよかった、蟹江町で子供を産んでよかった、もう一つ、育ててよかったと言われるような、そんな町にしていきたいというふうに、今現在は考えてございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

私も本当に蟹江町に住んでよかった、そう思っていただけのような町にしていきたいというふうに思いますし、我々もそういった町になるように一緒に力を合わせてやっていきたいというふうに思っています。

本当に離婚がふえているのは事実です。本当に私達に見えないところで、こういった養育費がもらえないと苦しんでいるお母さんは絶対いるのは間違いないと思いますし、そういったお母さんに少しでも手を差し伸べられるような、そういった蟹江町になっていただきたいというふうに思います。

本当に、我が国におきましては、この養育費の不払いに罰則規定はありません。夫が転職や転居をすれば、また裁判所からの履行勧告を無視してしまえばそれでおしまいになります。生活には困窮しているけれども、離婚した相手と連絡をとりたくない、居場所を知られたくない等で諦めている方も多いと思います。しかし、養育費は支払わなければならないものです。その社会的意識をぜひとも皆さんと一緒に共有した上で、行政としても一歩踏み出していくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午前10時35分から再開します。

(午前10時18分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 板倉浩幸君の1問目、「医療・介護・税金の負担軽減を問う！」を許可します。板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

1問目として、「医療・介護・税金の負担軽減を問う！」と題して伺っています。

消費税が8%から10%に増税されるまであと1カ月を切っております。だが、交通機関や

公共料金などの値上げが直撃する庶民の反対は根強く、値上げが家計を直撃し、共同通信社の世論調査では反対が51.3%、賛成が43%です。また、軽減税率も複雑で、負担する企業もあり、零細企業では倒産や廃業が相次ぐおそれもあります。米中貿易戦争の影響で世界同時不況のおそれも指摘される中、景気動向指数など国内の経済指数もよくありません。こんな状況で本当に増税をしていいのか、今から増税延期は無理と諦めムードも漂うが、このまま10%になっていいのか。政府は消費税引き上げとして社会保障の充実を掲げる。その裏で法人税減税分として穴埋めされたのも事実であります。今回も、景気対策として効果の薄い軽減税率やポイント還元が消えてしまいます。8%に据え置き、5%に消費税を引き下げる選択も、回復のめどがつかない国内需要の喚起に有効であり、今からでも消費税は増税をやめるべきではないでしょうか。

このような情勢のもと、消費税増税など負担増の嵐の中、負担が軽減される制度が埋もれています。いろんな制度があって、申請、申告しないと利用できません。原則申請する必要があり、対象になっているのに利用できない人も少なくありません。そこで、どうすればどんな人が利用できる、少しでも負担を軽減するにはどのような制度があるのかであります。

初めに、まず収入所得、課税所得の違いを確認したいと思います。

ちょうどこのボードの下のほうに収入所得、課税所得の違いを載せておきました。収入とは、サラリーマンの場合は給料やボーナスの額、年金生活者であれば年金金額、自営業者であれば売上金額のことです。1年間の収入の合計を年収といいます。所得とは、1年間の必要経費等を差し引いた額のことです。自営業者の場合は売り上げから仕入れや人件費などを差し引いた金額、サラリーマンであれば給料から給与所得控除、最低65万円ですが、これを差し引いた額であります。年金生活者では年金から公的年金控除、高齢者は最低120万円を差し引いた額です。所得から所得控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などを差し引いた額を課税所得というところであります。そして、この課税所得に税率を掛けて、所得税や住民税の額が決まってまいります。

そこでお尋ねをしていきます。所得控除にある税金の負担軽減について、3点お伺いをいたします。

税法上の障害者となる人は、1つ目として知的障害、精神障害者、身体障害者と認定された人で、2つ目は寝たきりの人、3つ目として市町村長が身体障害者等に準ずると認めた65歳以上の介護認定を受けている人などであります。この3つ目の介護認定を受けている人で、市町村長が身体障害者等に準ずると認めた人も障害者について伺います。控除でいくと、この障害者控除に当たります。

介護認定を受けている認定者の障害者控除は何かを初めにお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

介護支援課では、介護認定を受けて一定の要件を満たす方には、障害者控除対象者認定書を送付しております。障害者控除対象者認定書は、所得税に係る確定申告もしくは町民税、県民税申告の際に使用することで、本人、配偶者、または扶養親族が税金の所得控除、いわゆる障害者控除を受けることができるものでございます。

平成30年度の障害者控除の対象者認定書の発行枚数は1,095枚でございました。65歳以上で要支援、要介護の認定を持っている方のうち、要介護認定情報をもとに各税法で定められた障害者等に準ずるものの基準に該当する方に認定書を送付させていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁、発行枚数がちょっと聞き取れなかったのもう一回お願いしたいのと、今のこの障害者控除の認定、平成30年分の申告から自動的に蟹江町でも認定書を送付しています。そこで、今回この認定書なんですけれども、本人以外でもこの障害者控除として所得から差し引くことができるのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年度の障害者控除認定書の発行枚数ですが1,095枚でした。

あと、障害者控除の誰が使えるかというご質問でございますが、障害者控除はご本人様はもちろんのこと、その障害の該当になった方を扶養する方が申告の際に使用することが可能でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この障害者控除、ちょうど額的に、ここにもありますように、住民税で26万円、30万円、53万円と、障害者と一緒に同居していると控除額的にもふえてまいります。

少し町民の声なんですけれども、日々認知症の母を介護しています。障害者控除対象者認定書が送られてきました。こんな制度があることを初めて知り、確定申告をしました。また、過年度分も申告し、大変助かったとの声も聞いております。非常にいい、直接認定書を発行するいい制度だと思います。

この認定書を発行する前は、本当に100件以下の発行枚数だったと思いますので、改善できてよかったと思います。

次です。後期高齢者医療保険や65歳以上の国保税の年金天引きを配偶者や子供の口座振替に切りかえることができるのか。それと同時に、社会保険料控除として活用が可能かどうかをお聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました後期高齢者医療保険料及び65歳以上の方の国保税の社会保険料控除についてお答えさせていただきます。

年金から天引きされております後期高齢者医療保険料及び65歳以上の方の国保税につきましては、お申し出をいただきましたら、配偶者やお子様からの口座振替へ切りかえは可能でございます。また、口座振替へ切りかえた場合の保険料や国保税につきましては、その配偶者や子供様の社会保険料控除として活用は可能でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁で、年金から天引きで年金受給者以外の家族の社会保険料の控除の対象ですが、口座から切りかえれば配偶者、または子供の所得税、住民税の社会保障控除の対象になるということがわかったと思います。

それでですが、この制度、お知らせしているようですが、あまりなかなか知られていません。このような状況でこういう制度もあるよという、また周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこでですが、今、国保と後期高齢者医療保険について聞いたんですけれども、この介護保険料自体に口座振替に切りかえて社会料保険控除というのは、介護保険についてはどのような、できるのかできないのかお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

介護保険料は、口座振替に切りかえる制度はございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

あくまでも、国保と後期高齢者医療保険のみということで、介護保険はだめですよということでもあります。

続いて、もう一つ控除のことで、所得控除の医療費控除があります。このことについてお聞きをいたします。

納税者が本人や家族のために支払った医療費が一定額を超える場合は、医療費控除として確定申告の際に所得から差し引くことができます。この制度自体は大勢の方がよくご存じで、サラリーマンの方もこのために確定申告をしている方々が多く見られます。

そこでです。この医療費控除、この内容について改めてお聞かせいただきたいのと、控除の対象になるものを例を含めてお願ひをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありました確定申告の際の医療費控除の内容についてお答えをさせていただきます。

一般の医療費控除の計算は、その年に支払った医療費の合計額から保険金などで補填され

た額を差し引き、さらに、10万円または所得の5%のうちいずれか少ないほうの金額を差し引いたもので、限度額は200万円となります。

医療費控除の対象となる医療費は、医師または歯科医師による診療費または治療費、治療または療養に必要な医薬品の購入費、病院等へ支払った入院費、介護保険等制度で提供された一定の施設や居宅サービスの自己負担額などです。健康診断や美容整形の費用などは、医療費に含まれません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そこで、今ちょっと、もうちょっと聞きたいんですけども、今回、この医療費控除を聞いているわけですけども、納税者本人の医療費だけではなく、家族の合算もできるのかお聞かせください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

同一生計の方でしたら、まとめて医療費控除のほうに含めることはできます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今答弁があったように、入院の食事代も医療費控除できますし、介護の利用の自己負担分も控除となります。また、一般薬局での薬も対象であります。

今回、勘違いしているのは、先ほど答弁があったように、医療費が10万円以下で申告をしていなかったという声をたくさん聞いております。答弁のように、10万円または所得の金額の5%、どちらか少ない額で家族の医療費も合算して医療費控除が受けられます。

この制度自体、支払った税金の還付ですので、非課税の方は対象ではありませんが、税金を納めている人が家族の医療費、同一生計の医療費も合算して申告できる医療費控除であります。

次ですが、医療費負担の軽減について3点ほどお伺いをいたします。

1カ月の医療費負担が自己負担限度額を超えると、超えた金額が申請により払い戻しされますが、事前に限度額適用認定証の発行を受けることにより、超えた金額は病院の窓口で払わなくてもよくなります。この限度額適用認定証の申請で医療費や入院の食事代が軽減される高額療養費制度とは改めてどのようなものかお聞かせをください。

また、国民健康保険、国保と後期高齢者医療保険の加入者をそれぞれお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

こちらは、今ご質問がございました高額療養費制度についてお答えをさせていただきます。

入院等で医療費が高額になりました場合につきましては、医療費の自己負担額の限度額を超えた部分については、高額療養費として差額をお返しできる制度でございます。また、負担限度額の認定証は窓口であらかじめ提示することにより、窓口負担があらかじめ限度額で

済みます。そのかわり、後ほど高額療養費として戻ってくるということはないんですけれども、あらかじめ限度額までで済みます。

また、国保加入者が高額療養費の対象となった場合は、申請に来ていただくようご案内を差し上げております。後期高齢者医療保険につきましては、愛知県の広域連合のほうからはがきが届きまして、申請に来てくださいよということでご案内を差し上げております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

若干、国保と後期高齢が受付がちょっと、やはり、国保の場合だと蟹江町でもできるんですけれども、後期高齢だと県に申請をするということみたいです。

ところで、これ、国民健康保険税、後期高齢者も若干あるんですけれども、この税を滞納している世帯、これについては認定証というのはどうなってくるのかお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

国保に関しましてですけれども、滞納してみえる方につきましては限度額認定証のほうはお出しをしておりません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。大変苦しい状況、国保を滞納している方も大勢いらっしゃいます。なおかつ、限度額の認定証をもらえないということと、これについてはちょっと後ほどまた伺っていきたいと思います。

今、この高額療養費の制度について伺ったわけではありますが、認定証なくても後から払い戻しもできますが、未申請の件数、対象者なのに申請していないという件数があるのか、また、その高額療養費自体の未申請が漏れがないように、どのような手だてを打っているのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

先ほども申し上げましたように、国保と後期高齢で若干取り扱いは変わってまいりますけれども、国保の場合ですけれども、数カ月後に申請に見える方もいらっしゃいますので、はっきりとした数字をお答えすることはあれなんですけれども、申請の勧奨件数といたしましては、昨年度で2,255件勧奨のほうを出させていただきました。そのうち、確かに申請に見える方ばかりではなくて、中には申請にみえない方もいらっしゃいます。申請に来てみえない方に聞きますと、少額であったのでちょっと申請に行かなかったよということをお聞きしております。

また、後期高齢の保険のほうにつきましては、愛知県の後期高齢のほうからはがきが来て、ほとんどの方は申請に来ていただいております。県のほうからの資料によりますと、こちらにつきましては、後期高齢につきましては、未申請の件数は蟹江町については2.3%という

ことをお聞きしておりますので、かなりほとんどの方が後期高齢については申請に来ていただいているかと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

少額で、もう面倒くさいやという人も中にはいると思うんですけども、医療費が、高額医療、少額だとそうかもしれません。もうちょっと高額というわけではないけれども、1万円、2万円とかもっと多くなって、でも申請に来ないという方のこれがどう対応していくのか、これからこれはやはりこういう制度ですので、最善の手当て、さっきも聞いたんですけども、ちょっと最善の手当てをどのようにしているのかお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

国保の方につきまして、一度ご申請のほうをどうぞということでお手紙を出させていただきます。申請にみえない方についてはどうしているかということですが、こちらにつきましては、再度ご通知を差し上げるということはしておりませんので、今後未申請者の方もあるかと思えますけれども、一度ご申請を差し上げておりますので、こちらのほうは再度申請ということは考えておりません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、次に移ります。

住民税の課税所得145万円以上の高齢者には、3割負担の保険証また受給者証が交付されます。しかし、収入が一定以下であれば、申請により3割負担の高齢者も収入によっては、後期高齢と国保の場合若干違うんですけども、1割また2割に戻ります。この現役並み所得の高齢者の医療費負担の軽減についてお聞かせをください。

70歳以上の高齢者で、国民健康保険、また後期高齢者医療があると思いますが、それぞれお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました70歳以上の方の現役並み所得についてでございますけれども、現役並み所得の方は、その所得に応じまして3段階に負担が分かれてございます。課税所得が145万円以上、380万円以上、690万円以上の3段階で、それぞれの負担額の上限が設けられてございます。負担額の上限についてですけども、ちょっとややこしいですので、もしあれでしたらお問い合わせいただければと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

若干、答弁すると長くなっちゃうと思います。所得に応じてそれぞれ3割送られてきた方が1割、また、もしくは2割に戻ります。これがこのような制度です。

実際に、それでは145万円以上の課税所得がある世帯に3割負担の受給者証を送っているんですが、負担の軽減の手続、これも先ほどと同じように、どのようにしているのか、気づかないと、一緒に書類も同封しているみたいですが、気がつかないと多くの負担が払い続けることになってしまいます。この点についていかがでしょうか、お聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

そちらにつきましては、やはり申請をいただいで認定証のほうをお出しするという形になってございますので、もし、ご入院などでたくさん医療費を払わなくちゃいけないという場合がございますら、一度保険医療課のほうまでお声かけいただいで、所得に応じてそのように認定証のほうを出させていただきますので、一度お声をかけていただきますようお願いいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

結構、聞いていても3割の受給者証で使っている。入院もそうですけれども、ふだんの通院、1週間に一遍行っているとか、そういう方もいますので、ぜひとも、とりあえず聞いてもらえるとそれなりの案内はしてくれますので、70歳以上の高齢者、確認してもらいたいと思います。

それでは、今回のこの質問で少し改善を求めたいのが、後期高齢者の福祉医療の給付制度であります。

この制度は、平成20年3月、これ後期高齢者医療制度が始まった年なんですけれども、この制度自体、県は廃止をし、県内のほとんどの自治体では引き続き拡大実施しています。当町においては拡大実施しているのかお聞かせをください。特にひとり暮らしの高齢者であります。お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

後期高齢者医療の福祉医療について、お問い合わせがございましたので、お答えさせていただきます。

こちらの福祉医療制度につきましては、後期高齢者医療保険に加入の方で、障害者医療、それから母子・父子家庭医療、精神障害者医療の対象となる方に対し、後期高齢者医療の自己負担金を助成することにより、生活の安定を図ることを目的とした制度として実施をさせていただきます。

愛知県の助成制度に基づき実施しておるもので、県が2分の1、町が2分の1を負担して実施してございます。

ひとり暮らしの非課税の高齢者の方につきましては、先ほどおっしゃられましたように、平成20年4月に県が助成を廃止した際に、町も助成を見直しまして廃止といたしました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

県に合わせて廃止となったわけなんですけれども、ちょうど11年、後期高齢が始まったときなんですけれども、少しちょっと部長にお尋ねをいたします。

今、課長からも答弁があったように、ひとり暮らしの後期高齢者の福祉医療について、もう少し聞きたいと思います。

愛知県下、先ほど私も言ったように、54自治体あります。そのうち44の市町村で拡大実施をしております。答弁のように、県と同じように廃止をしたわけなんですけれども、今後、拡大実施をしていくのかやらないのか、考えをお聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ただいまのひとり暮らし非課税高齢者の方への福祉給付金制度について答弁をさせていただきます。

保険医療課長から答弁ございましたように、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始をされた折、愛知県が介護保険制度などを活用して医療を必要とする方の、寝たきりの方または認知症の方へ特化する形で助成をする方針としたことから廃止をさせていただいた、そんな経緯がございます。当町もこの平成20年4月に合わせて廃止をさせていただいたところでございます。

ご質問のこの拡大措置につきましては、間もなく令和4年から令和7年にかけて、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度のほうに移行されてまいります。医療の面、介護の面で多大な費用が発生することが想定されておる中で、制度の拡大につきましては、ここは慎重に判断させていただきたいと今の時点では考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

制度の拡充、必要なんだと思いますけれども、今、44の自治体が実質拡大実施していると言ったんですけれども、名古屋市も県と合わせて廃止しております。あと、津島市、あま市、この蟹江町で、海部津島の自治体がなぜか多いんですよ。その当時、ちょうど11年前、全然拡大実施する考えがなかったのか、どのような議論をしたのか、少しわかりましたら結構ですのでお願いしたいのと、その後、安城市では平成29年8月から拡大実施して、ひとり暮らしの高齢者も対象としております。再度今の答弁をお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

先ほど答弁させていただきましたとおり、後期高齢者医療制度が創設をされ、介護保険制度でもって愛知県は医療を必要とする方、認知症の方へ特化して助成するという方針でございましたので、当町もそれに合わせて廃止をさせていただいたところでございます。

拡大につきましては、これ、単独の事業となってまいります。県の補助もない中で、財政上非常に厳しい状況でございますので、今の時点で慎重に判断したいと、そういうところで

ございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

部長の答弁なんですけれども、その当時、11年前、後期高齢が始まったとき、部長も今の場所じゃなかったと思いますし、不破課長でもそうだと思います。ちょっとその当時の、何で、海部津島、今言ったように津島とあま市と蟹江町を廃止したんですけれども、その当時の、なぜ廃止をしたのか、ほとんどの自治体が拡大実施しているのに、その方向性に向かったのか、わかれば町長お伺いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

これは、愛知県のほうで、これまで福祉医療制度が持続可能な制度としてなり得るかどうかという議論が平成14年度、20年度にかけてずっと行われてきたところでございます。その中であって、後期高齢者医療制度が創設された際に、先ほど申しましたように医療の分野、認知症の分野に特化して助成していくんだという大方針が示されましたので、私どもの近隣の市町村においてはそれに準ずる形で廃止という道を選ばせていただいた、そういう経緯であるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この問題については、引き続き要望をしていきたいと思っております。

次に、介護の負担軽減について、4点ほどお伺いをしていきます。

介護保険施設への入所や介護療養病床への入院時の食事代、また、住居費の負担が軽減される認定証があります。この制度についてお伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にありました介護保険施設への入所や介護療養病床への入院時の食事代、居住費の負担が軽減される認定証についてお答えいたします。

特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所またはショートステイを利用したときの部屋代、食費は、介護保険の適用外で全額自己負担となりますが、低所得の方については、申請により介護保険限度額認定証が発行され、部屋代、食費の負担が軽減される制度がございます。対象者は、次の要件を全て満たす方でございます。

1つ目としまして、世帯全員が町民税非課税であること。2つ目として、世帯が別になっている配偶者がいる場合、その配偶者も町民税非課税であること、3つ目としまして、本人及び配偶者の預貯金等が、配偶者がいない場合は1,000万円以下、配偶者がいる場合は、夫婦の預貯金等が合計2,000万円以下であることが要件となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

住民税非課税世帯、非課税、本人がということで、世帯分離していても配偶者が課税なら対象になりませんよ、また、住民税非課税なんです。

この制度、本当に助かる制度だと思いますので、ぜひとも、この制度がこんな制度あるよという周知もお願いをいたします。

それでは、先ほど答弁があった特別養護老人ホーム、これ自体、原則要介護3以上じゃないと入所できないとなっています。そこで、要介護1の方、2の方でもそうですけれども、特例があって特別養護老人ホームに入れるのかお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

現在、特別養護老人ホームへの入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、居宅において日常生活を営むことが困難な方について、やむを得ない事由がある場合は、要介護1または2の方の特例的な入所も認められております。

特例入所の基準、申し込み手続、決定方法等については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」において示されており、町は、施設からの求めに応じ、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する地域の状況や、担当ケアマネジャーから居宅等における生活の困難度等、個別の状況聴取内容を踏まえて特別入所対象者の該当性について、施設に対して意見書を提出します。

また、施設は入所者の選考に係る委員会を設置し、合議制により入所の優先順位を決定いただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

やむを得ない場合に、要介護3以上じゃなくてもいいということなんですけれども、あと、町から意見書を施設に提出して認められればということですよ。

実際に、この要介護3以上の特養なんですけれども、蟹江町で要介護1、2の方で入所された方はいらっしゃいますか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、今ご質問にありました要介護2以下の方が入所しているかということについてのご質問でございますが、平成27年4月に要介護3以上の方が入所するという法律が制定されたものでございますが、その制定された以前に要介護2以下の方が入所し、引き続き入所をいただいている方が現在7名ございます。制定された後に町のほうから意見書を提出して入所をいただいた方というのは原則ございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

その要介護3以上になってからはないよということなんですけれども、要介護3以上ないと入

れないといって単純に思っちゃってる方もいますので、ぜひとも介護支援課に相談してもらおうと思います。

続いてです。

国保税もそうですが、介護保険料も高く、生活に重くのしかかる保険料であります。引き下げてほしいという要望もたくさん私も聞いております。

そこでです。介護保険料の独自減免、町の独自減免はあるのかお聞かせをください。あれば減免対象者また内容について、また申告が必要なのかお願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、介護保険料の町の減免制度についてお答えさせていただきます。

まず、町の減免制度としては、大きく分けて4つございます。居住する家屋が震災家屋等災害による被害を受けたときでございます。内容によりますが、全額免除または半額免除がございます。

2つ目としまして、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または長期入院し、その収入が著しく減少したときでございます。これは申請により、到来する納期の半額を免除するものでございます。

3つ目としまして、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業または業務の廃止、休止により、著しく減少したときでございます。これも申請により、到来することとなる納期に係る保険料の2分の1を減免するものでございます。

4つ目としまして、介護保険料第1段階の方で一定の要件全てに該当する方に対しまして、年間の保険料の半額を減免するものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁があったように、4つ目の減免対象なんですけれども、今、区分として第1段階が減免対象になっています。でも実際に第3段階まで非課税世帯なんです。これの拡充の考えがないのかお聞かせいただきたいのと、あと、申請についてちょっと伺ったんですけれども、ちょっと答弁漏れだと思いますので、お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

先ほどの、まず申請に関する要件でございますが、先ほどの4つの要件、原則は全て申請が必要ではございますが、4番目の第1号被保険者の半額につきましては、申請をいただいて審査をいただいた上で判断する要件がございますので、これは必ずいただいております。

あと、介護保険料の3段階までの減免に関するお問い合わせでございますが、介護保険被保険者間の保険料の負担の公平性を考慮しながら、適切な方法を探っていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

第3段階まで非課税な今介護保険料なんです。それで、今申請が必要、申請してくださいということなんですけれども、ちょっと参考なんですけれども、前にも少しお話ししたんですけれども、一宮市では申請なしで減免しております。通知書に最終的に減免額を記載して送っているんですけれども、このような一宮市の例はどのようなものなのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にありました一宮市さんの例でございますが、私もちょっと近隣の状況を確認させていただいた次第でございますけれども、一宮市は保険料の減免の要件としまして、老齢福祉年金者で、本人の前年の合計所得が33万円以下の者等でございます。

基本的に、確認する要件がみずからの自治体で確認できる情報に基づいた要件でございますので、蟹江町のこちらの減免要件ですと、居住用以外の固定資産税を有していないこと、また、税の被扶養者となっていないこと、加入する健康保険等で被扶養者になっていないこと、継続的な仕送りを受けていないことなど、本人様の申請に基づかないとわからない要件もございますので、申請をお願いしておる次第でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

わかりました。

一宮市、申請不要だったのが基礎控除分の33万円以下ということで、それだったらわざわざ確認しなくてもできるということで、申請不要で減免しているということみたいです。

最後の質問であります。

介護保険利用の1割負担、一定の所得がある方には2割負担の利用料と、今回利用料について聞いていきます。利用料と保険外の負担を合わせた介護関連費用が特に在宅介護で大きな負担となっています。保険料もそうですが、利用料も負担が重く、日々の介護で憂鬱になるときもあるという声や相談も少なくありません。そこでお聞きをいたします。介護保険利用料の町独自の減免制度があるのかお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にありました介護保険利用料の減免制度についてお答えいたします。

介護保険利用料について町独自の減免制度はございませんが、要介護または要支援認定を受けた人が、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービス費等として後から支給されます。

また、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間の利用者負担額を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されますので、こういったサー

ビスを広く住民の方へ周知し、利用者の負担軽減に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今ある制度の高額介護サービス費の自己負担限度額もあと合算してできますよという答弁なんですけれども、実際に、特に先ほどから言っている在宅介護、非常にお金がかかってしまいます。サービスを使って、サービス費以外にも介護関連費、本当に高く大変なのをわかっていただきたいと思います。

部長に少しお尋ねをいたします。

先ほどもちょっと県内の自治体どうなのかというお話を保険料のほうで聞いたんですけれども、愛知県下の54の自治体で、21市町においてこの保険利用料の低所得者の減免を実施しています。そのうち9自治体が一般会計からの繰り入れも行っており、これだけの自治体が独自に低所得者の減免を実施しております。

当町においても利用者負担軽減に取り組んでもよろしいんじゃないかということをお聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員おっしゃいましたように、高齢者の方々を支える介護サービスの中で、特に在宅のサービスにつきましては、利用者の方に大変負担をかけておるところだと思っております。

在宅のサービスにおきましても、訪問系であるとか通所系であるとかさまざまなメニューがございます。減免制度を実施しておる市町村におきましても、そのさまざまなメニューのいろいろな部分で減免を行っておるものと聞いております。

したがって、当町におきましては、この当町においてのニーズは何なのかということと、ご利用様がどんなサービスを求めているのか、そういったところをまず検証するところから始めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

利用料について最後に質問したんですけれども、ほかの自治体で、先進して取り組んでいる自治体ちょっとあるんですけれども、利用料の、特に先ほど在宅の介護サービスの半分を補助している自治体もあります。そういうことも参考にしながら、ぜひ利用料の面も考えていただきたいと思います。

介護保険についてはたくさん本当に質問したいこといっぱいあります。また今後質問させていただきますが、今回は、今使える制度でまだまだ負担軽減できる制度がたくさんあります。税金の還付や社会保険料の減免、先ほども質問ありましたが就学援助、これも原則申請する必要があります。制度が複雑で対象になっているか、なっているのに利用できない人に、

少しでも負担軽減策について質問をさせていただきました。

控除の基本的な仕組みや医療、介護でかかった高額療養費の還付、災害、失業などの際の社会保険料の減免など見逃しがちな支援制度であり、お気軽に、税務署でもそうですし、役場の担当窓口に聞いていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目、「再度、国民健康保険について問う！」を許可します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

引き続き2問目を質問させていただきます。「再度、国民健康保険について問う！」と題して伺っていきます。

この質問自体、何回でも取り上げて、何とか高過ぎる国保税の引き下げを提案し、さきの6月議会では平等割、均等割、特に子供の均等割について、廃止や軽減について質問をしてきました。今回、国保の負担軽減制度や徴収などについて伺っていきます。

今の国保の状況ですが、国保が加入者にとって過酷な制度となっている根本原因は高過ぎる国民健康保険税にあります。国保の加入者は、高齢者や失業者を初め年所得200万円以下の非正規労働者がふえ、4割が無職という状況であります。

ここに、参考に国保の職業別、また世帯構成割合の変化の表と加入者の平均所得のパネルであります。このように、加入者の平均所得も、1995年の230万円から2016年には138万円と減少をし、1人当たりの平均所得は85万円となっております。これが今の国保の状況であります。

加入世帯の4分の1が収入なしにもかかわらず、保険税が協会けんぽ保険料、これ本人負担の1.3倍に上がっています。蟹江町に住む年収400万円の4人世帯の場合、協会けんぽ加入者の負担は年19万8,000円であります。国保加入者は36万5,000円と2倍の格差が生じています。保険税率も、協会けんぽの本人負担は全国平均で約10%であります。国保については15から20%となっております現状であります。

国保税が高くなっている最大の原因、これは国庫負担の削減であります。1984年の国保法改悪によって、かつて45%だった医療費に対する国庫負担率、これは30%程度まで引き下げられています。低収入でも高い国保税という構造的な問題の背景に、生活実態を無視した保険税の算定方法があります。収入や資産に応じてかかる応能割、所得割と資産割に加えて応益割、収入に関係なく各世帯に定額にかかる平等割と、家族の人数に応じてかかる均等割であります。これで計算するためであります。しかも国が7対3の応能割と応益割、これを5対5へと変更を進めてきました。人数が多い世帯や低収入世帯ほど負担が重い負担となって

きているのであります。これが高過ぎる国保税の実態とその原因であります。

それでは、質問に入らせていただきます。

そもそも国民健康保険、よく国会中継でも国民健康保険料とよく言っています。蟹江町、国民健康保険税なんですけれども、そもそもこの税と料、この違いについてまず確認したいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました町では国民健康保険税でございますけれども、税を採用してございますけれども、税のほうは地方税法に定める目的税でございますので、徴収賦課の方法につきましては地方税法に基づいて実施をさせていただいております。

税と料の大きな違いのところでお話しさせていただきますと、税の時効が5年、料の時効が2年というところが大きな違いだと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。蟹江町は国民健康保険税のほうということで、時効自体5年ということでもあります。

それでは、次に、国保税が払えないとき減額免除制度が活用できます。国が定める軽減制度、法定減免と言っているんですけれども、とそれぞれの自治体、各自治体が定める申請減免があります。そこで、国保の負担軽減制度について2点お伺いをいたします。

国保税の減免で国が定める法定軽減の内容、また法定減額基準をお聞かせください。多分これは金額等言っているとすごく複雑ですので、なるべく簡単にわかりやすくお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ありがとうございます。法定軽減についてお答えさせていただきます。

法定軽減は、前年中の所得金額が基準以下の場合に、平等割と均等割が7割、5割、2割軽減される制度でございます。7割軽減の所得の軽減基準といたしましては33万円以下、5割軽減が33万円プラス28万円に被保険者数を掛けたもの以下、2割軽減が33万円に51万円掛ける被保険者数を足したもの以下となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

6月議会でもこの一部改正があったところでもあります。

この国が定める法定減免、法定軽減なんですけれども、申告についてはどうなのかをお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

こちらの軽減を受けていただくために、何か申請して軽減を受ける必要があるかというこ

とはございませんので、自動的に算定をさせていただいて計算をさせていただきます。ただし、所得のない方等住民税の申告がされていない場合につきましては軽減の対象となりませんので、住民税申告が必要となってまいります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。住民税申告してあればいいということ。

でも、実際によく聞くんですけれども、所得がないから、確定申告もそうなんですけれども、住民税も申告していないよという方々、本当に結構いるんです。そうなってくると法定減免受けられませんよね。とりあえず何とか法定軽減が減免受けられるために、所得ないよと言っている方だったらゼロ申告すればよろしいということではないですか。

すみません、簡単にもう一つ、過年度分もゼロ申告、申告すれば過年度分も対象になるということ、その2点お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ゼロ申告をしていただければ過年度分のほうも対象になってまいりますし、実は、こちらのほうも保険料算定して本算定等お送りするようなときに、申告がない方につきましては、ちょっと未申告ですよということでお知らせを出させていただいているような状況ですので、その辺はちょっと受け取った方、確認していただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今、法定軽減について伺ったんですけれども、町独自の軽減、減免制度があると思います。これを実施しているのかお聞かせをいただきたいのと、要件と減免内容についてもお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

町の独自減免につきましては実施をしております。社会的弱者の方や生活に困窮してみえる方につきましては減免の制度がございます。対象は福祉医療を受給している方、被災したような場合、それから失業や廃業などにより所得が減少した方についてを減免対象とさせていただきます。

減免割合やその期間につきましては、その状況に応じてかなり異なってまいりますので、詳細につきましては窓口でお尋ねいただけるとありがたいと思います。

福祉医療受給者の場合は申請不要で、算定の際に自動計算とさせていただいております。ただし、こちらで把握しかねます失業や被災の場合につきましては申請が必要となりますので、保険医療課の窓口のほうでお声かけいただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

国が定める法定軽減と町が定める申請減免の制度を聞いたんですけれども、先ほど答弁あったように、2割軽減の対象者でも単身世帯、33万円プラス51万円ということで、所得が84万円以下なんです。また、町が実施する申請減免、これについても先ほど答弁あったように、災害もそうですし、あと著しい、特に商売をやっている商売の悪化、経済的損失を受けた場合だと限定され、一時的なものなんです。この点についてもう少し対応ができないのか、国保税の軽減できないのかお願いを、もう少し聞いてみたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

すみません、こちらの要件に該当する方であれば、申請していただければ対象とさせていただきますので、もう少し拡大をと言われましても、今のところの現状の要綱のほうで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

国保に加入する人、4世帯に1世帯所得がない。特に年金生活者も国保に加入していますし、そういう実態を反映し、また免除の基準を引き上げたりして、また国庫負担による免除制度を設けるべきだと思います。

次に移ります。

病院の窓口負担で一部負担金を減免する制度について、2点お伺いをいたします。

医療費の支払いができないという相談でも、生活保護基準を1、2万円くらい上回っている65歳から75歳くらいの年金受給者の方が一番であります。月にすると12万円前後の年金収入だと思います。これはそんなに珍しい年金受給額ではありません。ほかに収入のあるご家庭と、同居していればそうですが、持ち家でローンを完済している方はまだいいと思います。そこの収入で暮らす単身生活者で、家賃を払って、また賃貸物件に住んでいる方は生活がぎりぎりな状態であります。生活保護基準のぎりぎり上ぐらいの収入の場合、国民健康保険法第44条の一部負担金の減免制度の対象にならないかであります。そこでお聞きいたします。

国保加入者が特別な理由で受診時の窓口負担が払えない場合の制度、国保法の44条、この適用要件はどのようなものなのか、それと、当町においても、よくほかの自治体でも、収入の著しい減少が適用要件に蟹江町でもあるのか、また、国保税を滞納している加入者は適用されるのか、お答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました国保法第44条の適用要件についてでございますけれども、やはりこちらにつきましては、災害等により一時的、短期的に収入が著しく減少された被保険者の世帯に対して一部負担金を減免する制度で、療養の機会を奪うことがないようにさせていただく制度でございます。

こちらはやはり原則国保税の滞納世帯には適用をされません。また、町の適用基準でござ

いますけれども、国の基準よりも若干緩和されておりまして、生活保護基準の1.3倍までの方を対象とさせておりますので、国基準よりも実情に応じて柔軟に対応ができる制度となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、収入著しい減少、要綱にあるよということなんです。蟹江町でも国の基準1.1倍を1.3倍にしています。でも、国基準だと1.1倍、全額自己負担分面倒見てくれる、国が半分、町が半分と2分の1ずつなんですけれども、町の1.3倍自己負担、半分でしたよね。半分見て、半分は自己負担してくださいと、そんな条件になっています。

そもそも収入が著しい減少がある、これだと本来ちょっとどうなのかなと。そもそもそのような生活保護基準、国が1.1倍なんですけれども、町も1.3倍ということで、この生活で実際には窓口負担、本当に大変、国保税も払って大変な状況だということをおわかっていただきたいと思います。

あと、もう一つ答弁にあった国保税を滞納している方、加入者、適用されないということなんですけれども、滞納をしているからを理由として申請すら受け付けないのかどうかお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問がございました滞納の状況に応じてということでございますけれども、もちろんお話のほうはさせていただきます。やはりほかの被保険者の方との公平性という問題もございますので、一律に、じゃ、いいですよというお話をさせていただけないものですから、もしこの制度が使えないよということであれば、ほかに、例えばこちらのほうでお話しさせていただけるといたしましたら、高額療養費の受領委任払い制度もございますので、その制度については、原則滞納がない方なんですけれども、滞納があったとしても、ちゃんと分割納付のお約束をいただけるだとか、そういった方については、そちらの制度をご案内させていただいて、本来でしたら高額療養費で受け取っていただける部分を一部負担のほうに、自己負担のほうに充てさせていただくような制度のご案内もできるかと思っておりますので、一律この制度はだめよというお話ではないですので、もしお困りの方がみえましたら、窓口のほうでしっかりお話しさせていただきますので、お越しいただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

先ほど最初に質問した高額療養費でも、本来なら滞納ある方は使えませんよという答弁で、何とか分納誓約を結んだりすれば限度額の申請も受け付けてくれるということで、厚労省の見解なんですけれども、国保の滞納者でも減免を、44条の規定を使って減免をしてもいいよという見解もありますので、お願いをいたします。

今の44条についてももう少し聞きたいんですけども、そのように適用要件、なかなか厳し過ぎて適用されない、こんな使いづらい、国基準も生活保護の1.1もあって使いづらい44条であります。でも、運用自体はどうなのかというと、自治体で決められることになっています。制度を国基準、先ほど町でも1.3にしているよということもあります。この辺をもっと改善をし、あと周知、これが余り徹底されないと思います。

そこで、この周知ですが、制度について役場、医療機関の窓口にもっとわかりやすい案内が必要だと思いますが、この点について考えをお聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

44条の周知についてでございますけれども、確かにご指摘のとおり、こちらのほうは周知が徹底していないと思っておりますので、今後ホームページ等に掲載させていただいて、周知のほうを図っていきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ホームページ等もいいんですけども、ホームページ見ない人は何とも言えないということで、やはり窓口、病院もそうなんですけれども、役場の保険医療課のところで、こういう制度がありますよというポスター等で周知も必要かと思っておりますので、お願いをいたします。

それでは、生活保護基準より、先ほども言ったようにちょっと上くらいの年金収入の方、国基準でも対象になりません。恒常的貧困者でも長期入院などにならない限り起こり得ないような基準であります。結果、生活保護も受けられない、国保44条でも救済できないとなると、無料低額診療事業という事業があります。この無料低額診療事業とは何なのか、お聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました無料低額診療事業についてお答えさせていただきます。

まず、こちらの無料低額診療事業とは、経済的な理由により適切な医療が受けられない方に対して、無料や、もしくは低額で診療を行う事業でございます。社会福祉法の指定を受けて実施する事業で、愛知県内では、この辺ですと名古屋掖済会病院や名南病院等、5医療機関が実施をされておると思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、無料低額診療事業を聞いたんですけども、確かにやっているところもあるんですけども、なかなか少ないという現状で、44条を使って蟹江町の病院でも使うようになるという制度であります。

あと、一部負担のこの減免は44条に定められ、自治体の判断で実施もできます。国が減免分の2分の1補填をするためには、災害、不作、廃業、失業などで生活困難になり、収入が

生活保護基準の、先ほど言っているように1.1倍以下であります。このように厳しい適用要件があります。

また、滞納していても減免を行うように厚労省も言っておりますので、減額、免除の対象を拡大するために、収入要件も生活保護基準の1.5倍にするなどして対応を拡大するとともに、国から自治体への補填率も引き上げていただきたいと思います。

それでは、国保税が払えず、正規の保険証の取り上げについて、3点お聞きをしたいと思っております。

自営業者では、税と社会保障負担は事業者の50%を超える重税の自治体もあります。当町でもこのように事業所得200万円の4人家族の場合、所得税1万6,400円、生活費で支払った消費税15万3,000円、住民税4万1,900円、国保税、介護保険料27万4,800円、国民年金保険料39万960円、合計すると87万7,060円となる重税であります。この消費税については一応今の8%で、みずほ総合研究所の試算結果を適用しております。

このように、これが生活に重くのしかかる税と社会保障費の負担の実態であります。このことをまず知っていただきたいと思います。

そこで、保険証取り上げは医療費の受ける権利、受領権ですが、奪い、生存権を脅かしています。経済的理由による手おくれ死亡事例のうち47.7%が無保険、資格証明、短期保険証という事態が明らかになってきております。

政府は国保税が払えず保険証が取り上げられた世帯について、医療の必要が生じ、世帯主が市町村の窓口で医療機関への医療費の一時払いが困難と申し出た場合、短期保険証を交付するとし、受診時に一旦医療費の全額を負担しなくてはならない資格証明についても、高校生以下の子供は6カ月間有効の短期保険証を交付することを国保で改正をしております。

厚労省の調査でも、全加入者、全国に1,836万6,762あります。このうち滞納世帯は267万1,058に上っています。国保税の滞納を理由にした短期保険証の交付は75万4,043世帯、資格証明の交付が17万1,501世帯であります。合わせて92万5,544世帯となります。滞納世帯の34.7%が正規の保険証を取り上げられています。そこで伺っていきます。

当町における滞納世帯数とその割合、また資格証明書、短期保険証の交付枚数、この短期保険証については有効期限別にお問い合わせいたします。それぞれの交付枚数をお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

ここで、質問の途中になりますけれども、暫時休憩いたします。

午後1時から再開します。

(午前11時55分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のございました滞納世帯数等についてお答えさせていただきたいと思います。

滞納世帯は、8月末の現状でございますけれども、過年度分で245世帯、国保の世帯に占めます割合が5.1%、現年度分も含めると524世帯の11.1%でございます。

資格者証につきましては現在発行をしておりません。

短期証につきましては、全体で146世帯の252名でございます。内訳といたしましては、3カ月で発行しておりますのが119世帯の165人、6カ月で27世帯の87名でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

8月……滞納世帯が8月末現在で過年度分で245件ということで5.1%です。また、蟹江町自体、資格証明は発行してないということで、短期保険証も1カ月は無いということですよ。

今回、短期保険証のことを聞いたんですけど、これ自体、短期保険証の交付ですが、基準というものがあると思いますけど、それについてお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

前年度までに国保税の滞納がある場合に発行させていただいております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

前年度分の滞納がある場合に短期保険証ということです。

それでは、徴収について少し伺っていきます。

納税緩和制度は国保税にも適用をされてきます。徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の執行停止の3つの柱で、単なる分納納付誓約では、担当者がかかわった途端、一括納付を執拗に締めることもございます。納付できなければ差し押さえ処分を受けることもあります。納税緩和制度が認められれば延滞金が免除されることもあります。この制度に基づいて、親身に納付相談に応じているのかお答えをください。また、この制度の適用がされるのかもお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のありました納税緩和制度についてお答えをさせていただきます。

納税相談の際には原則として一括請求をさせていただきますが、相談内容によっては、本人の実情を十分考慮し、任意の分割納付を認めております。

納税緩和制度は、議員がおっしゃるとおり、地方税法上は徴収猶予・換価の猶予・滞納処分の執行停止が規定されています。平成30年度は換価の猶予が1件、執行停止が63件で、うち国保税を含むものは34件ございました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

徴収について伺っていくんですけど、先ほどから、国保税の滞納額が多い方もいらっしゃいます。数十万円の方もいます。実際に、こんなように膨らむ前に相談に来てほしいということなんですけど、ちょっと事例と……事例というか相談のときによくおっしゃるのが、払わなければいけないが払える見込みがないという状態で窓口に行くのはかなり勇気が要ると。また、医療費の窓口負担が高額になっても、病院に行かなければ差し当たって問題がないとよく言います。そういうふうを考えて受診を控え、結局入院になってしまう方も多くいて、耐えがたい苦痛があっても病院に來たり救急搬送されても病院に來たりする状況になれば保険税の相談はしづらいなと僕自身も思います。

そういう状況を踏まえて、今、差し押さえも、蟹江町行っているわけですけど、厚労省は差し押さえの禁止の基準があります。1カ月ごとに10万円と、滞納者と生計を一にする配偶者、その他の親族があるときは、1人につき4万5,000円を加算した額が差し押さえすることができないと示しております。また、生活を困窮させるおそれがあるときには差し押さえの対象外とすることも大事と厚労省も答弁しています。一定額は差し押さえ禁止財産として定められており、生活を困窮させる差し押さえや差し押さえ禁止財産の差し押さえは違法であります。地方自治の責務は住民の福祉の増進です。強権徴収や保険証の取り上げをやめ、国保税が払えない加入者に対して親身に相談に乗り、加入者一人一人の実情に応じて減免制度を、分納誓約を適用することを大事だと考えております。

それでは、最後に、昨年から始まった都道府県化、県単位化になったわけですけど、この蟹江町でも国保税率の見直しが行われました。今後、この都道府県化の国保事業自体どのようなようになっていくのか、今後の予定をお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

県単位化が始まりまして、保険給付費は県のほうから全額交付されるということになりまして、給付費の支払いに対する不安は解消されました。しかし、事業納付金を県へ納付することとなり、その財源を確保する必要が出てまいりました。その財源の一部となります保険税は、現状、納付金に見合う金額を確保できておりません。資産割の見直しとともに法定外繰入の見直しを含めて、激変緩和措置が終了する令和5年度に向けまして保険税率の見直しを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、都道府県化について聞いた……今後の計画について聞きました。

ちょっと町長にもお伺いしたい、今回は、この件に関して。

愛知県自体、都道府県化で保険税率、料もそうですけど、無理に統一をしないと県も言っ

ているわけです。その中でも幾つか、蟹江町でもそうなんですけど、標準保険税率まで引き上げる法定外繰入をなくしていくという計画を持っている自治体たくさんあります、確かに。今ここで踏ん張るのが、自治体、蟹江町でも役割だと思いますので、ぜひ蟹江町でも頑張っ
て国保税の引き上げ等を行わないようにしてほしいのですが、この点について考えをお願い
いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ほぼほぼ、今、担当が申しあげましたとおり、この制度が始まって2年……3年目になる
わけでありまして、この制度が始まる時に県でいろんなお話し合いを県単位の町村会
で、首長同士の話し合いがあったわけでありまして、実際、現実になりまして、この標準課
税、この料率が、本当に、我々の思ったことでやっているのかどうかというのは、県もまだ
模索の途中だと僕は思っているんですよ。そういう意味でいけば、ひょっとしたらもらい過
ぎだったかなだとか、ひょっとしたらもうちょっともらわないかんかったかなとかそんな状
況がもうしばらく、僕は続くと思っています。

この前の議会でもお話をしましたとおり、蟹江町といたしましてはできるだけ急激な保険
料の上昇を避けたいがために、一般財源からの繰り入れも含めて、議員各位にまたご相談を
申し上げるときが来るかというふうに思っております。

先ほど担当が申しあげましたとおり、給付費の支払いが滞りなく医療機関に払われるとい
う、そういう不安は去りました。しかしながら、あくまでも徴収する料率と県にお支払いす
る金額が億単位に違ってきますと、それを埋めるべきものは保険料を上げるか、もしくは法
定外繰り入れを上げるかの2つしかありません。もう一つは病気にかからないこと。健康な
体をつくること。でもそれは置きまして、今、板倉議員がおっしゃってるように、急激な変
動を避けるために……板倉議員は資産割が下がったからちょっとうれしいことになるかもわ
かりませんが、そういう方もたくさんおみえになると思います。しかしながら、4段階
じゃなくて、今3段階でこれから料率をやっていくということに蟹江町は決めましたので、
もうしばらく模索が続くと思いますけれどもよろしく願いをしたいというふうに思ってお
ります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、町長から答弁もらいました。

それ、関係もしてくると思います、標準保険税率の話も出ました。その辺の話も含めて、
もう一点、最後にお伺いをいたします。

昨年度、これで1年たったわけです。急激な上昇を抑える答弁あった激変緩和措置も講じ
られております。今年度は逆に国保税が高くなる要素もたくさんあります。前期高齢者交付

金の引き下げ、また、被保険者数の減少、所得の減少、18年度初めての決算で生じる財政不足、激変緩和措置の見直し、法定外の見直し、法定外繰り入れの見直し、財政調整基金等の影響も予想されるところであります。

国保の都道府県、初年度で、先ほども言うておりますが、18年度の決算も9月に明らかになります。この18年度の国保事業の納付金、先ほど町長さん答弁あった納付金、また、納付金を集めるために賦課した標準保険税率、どのようになったかというのを見きわめる決算でもあると思います。

そこでお聞きをしたいと思います。

国保運営方針も見直し作業が今年度中からまた始まると思います。そこで重要となるのが18年度決算です。国保事業費の均等、納付金を集めたために賦課した保険税率がどうだったのか結果を知り、この新たな枠組みの評価と今後の課題を整理する必要が蟹江町でもあると思います。この点について、時間もなくなりましたので最後にお答えいただき終わりたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

そちらですけれども、議員のおっしゃるとおり、来年度3年目となります。県単位化となりまして3年目となります。納付金の関係ですけれども、やはり今までの2年間とは若干違う形で県のほうが示してくる可能性というのは十分にありますということで、こちらのほうも準備は進めております。

また、国保運営方針ですね、県のほうの見直しもされる予定でございますので、しっかりと県の動向を確認しながら町のほうも進めてまいりたいと思います。

また、先ほどおっしゃられましたように、県の決算状況というものがはっきりと出てまいりますので、そちらを注視するとともに、また町のほうの決算の状況をしっかり確認して検証させていただいて、今後の国保財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

どうも、国保について再三質問しております。また、これできょうの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

質問4番 山岸美登利さんの「防災・減災対策について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利でございます。

初めに、このたび、九州北部地方の豪雨、三重県北部の記録的な大雨、また、関東方面台

風被害などで被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「防災・減災対策について」質問をさせていただきます。

昨年は、大阪府北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震など全国各地で大きな自然災害が頻発し激甚化する中、一連の災害では高齢者の方が多く犠牲になりました。各自治体が定めた地域防災計画があっても、地域住民が自主的に作成する地区防災計画がないと被害を防げない状況にもありました。また、自主防災組織が機能しなければ命を守れないという現象も浮き彫りになりました。平成7年1月7日に発生した阪神・淡路大震災では、古い家の多くが一瞬にして倒壊し、約15万人が生き埋めになり、そのうち約11万5,000人は自力で脱出しましたが、約3,500人ものが倒壊家屋の下敷きになりました。この瓦れきの下から救出された人のうち、自力または家族、近所の住民によって救出された割合が90%を超えるという調査結果があることから、地域住民の力がいかに大切か、そして地域の連携による活動の重要性は大きいと言えます。このことから、自主防災組織を機能するためには、災害を我が事として当事者意識を持つことは非常に大切なことだと思います。

そこで、地区防災計画について伺います。

従来から国の防災基本計画、自治体が立てる地域防災計画があり、それに加え、町会、自治会やマンションの管理組合、NPO法人、商店街など、地域コミュニティが災害時の避難方法をみずから立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。この地区防災計画は、災害が起きたときに、いつ、どう動くのか、事前に何を準備するのかなど地域住民が自発的に立てる計画です。これは東日本大震災で、自治体の行政麻痺、行政機関が麻痺したのを教訓に平成26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度になっています。災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より、減災に大きな役割を担うのは自助であり共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画の策定に取り組んでいる地域が、昨年の4月現在で全国3,206カ所に上り、災害対策への機運が高まっています。制度自体を知らない自治体もありますが、この策定の普及啓発活動について、行う必要はあるが行えていないとの自治体は全体の6割に及んでいます。

そこで、今後、各地域で、地区防災計画の策定が進むことが町内全体の災害対応力の向上につながることも考えますが、これに関する認識、また、地域への周知方法をお伺いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、質問のありました地区防災計画の認識、周知についてお答えをいたします。

議員も言われたとおり、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設され、平成26年4月1日から施行をされました。

蟹江町といたしましては、平成28年度の嘱託員会議で地区防災計画の説明及びひな形の配布、各嘱託員さんには防災計画の作成依頼文を送付いたしました。現在、10町内会で地区防災計画が策定をされ、複数の町内会で作成中であります。

地区防災計画では、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要と考えます。項目といたしましては、災害時、各地区の近隣指定避難所、緊急避難場所、避難経路上での危険箇所、災害時要支援者への支援などが考えられます。これらの項目につきましては、町のひな型にも明記をさせていただきますが、地区防災計画を作成される町内会には、積極的に助言をさせていただきます。

また、今後も地区防災計画作成に向け、引き続き嘱託員会議、自主防災会長会議、防災学習会等での啓発を継続していく考えであります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

既にこの地区防災計画を定めている自治体もあります。先ほどご答弁いただきました当町も10町内会の策定と伺いました。この計画内容は、地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知器を100%設置する、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り決めはさまざまです。

昨年行われた地区防災計画の策定について、講演で東大の加藤准教授は、防災だけでなく、まちづくりの中でも防災をしっかりと考えていくことであり、計画をつくるプロセスがとても重要として、地域コミュニティが主体的に課題解決に取り組める組織になることが必要だと言われています。また、5つの重要なポイント、基本姿勢として、1、正しく知ること、2、前向きに捉える、3、防災だけでなく、防災もまちづくり、4、防災への備えを日常にどう定着させるか、5、自分たちで考えることが大切とお話しされていました。

そこでお伺いします。

現在、当町では、地区防災計画に関して具体的にどのような取り組みが行われていますか。お聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、質問のありました地区防災計画の取り組みについてお答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、地区防災計画の項目であります近隣の指定避難所、避難経路上での危険箇所等の確認を避難訓練時に実践されている町内会、また、災害時要支援者を対

象とした安否確認、情報伝達、避難誘導訓練等を実施している町内会もあります。

このように、地区防災計画を実際の訓練時に有効活用することで、有事に備えることができると考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

地域住民による防災コミュニティの力を高める地区防災計画の制度の普及、啓発活動もさらに行っていただきたいと思います。地区防災計画は、当町の地域防災計画に位置づけ、公助の仕組みと各地域の実情に合わせた防災対策等を連動させ、行政と住民が一体となり、知恵を出し合って取り組むことが大切だと思います。

次に、昨年7月の西日本豪雨による岡山県倉敷市真備町では、水害への備えとして洪水ハザードマップで注意喚起はされていましたが、いざ災害では、避難のおくれなどが原因で51名が犠牲になりました。このことから、真備町の被災現場の状況がどのようになっているのか、前公明党議員より、昨年倉敷市真備町に現地視察へ行かれた被災状況等の様子を次のようにお聞きしました。

真備町の防災担当職員の案内で、仮設住宅や河川の決壊現場、被災した住宅地や町内の福祉施設などの現場を視察させていただき、被災された状況を確認するたびに、被害のすさまじさに言葉を失う状況でした。町は河川の決壊により、全体の約3割に当たる1,200ヘクタールが浸水、水の高さは5メートルを超え、2階までつかり、しかも急激に水位が上昇したため、2階への垂直避難もできず、その結果、避難情報の発令がおくれたこともあり、多くの人の命が失われました。犠牲者の9割が高齢者という状況でした。今でも現地では水没した住宅に住めない状況が続き、町内では今回初めてとなるモバイル移動型の仮設住宅を導入しており、多くの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされている現実がありました。

今回の避難のおくれは、正常性バイアスが働いて、自分は大丈夫などと偏見で考える人が多く、なかなか避難行動に移れなかったともお聞きしました。しかし、その後の報告の中には、真備町内の自主防災組織の共助の取り組みが機能した例もあり、高台の神社に約200人が避難して助かったという地区や、隣接する総社市下原地区では、大雨の中、アルミ工場が爆発しましたが、日ごろの訓練が生かされ、避難誘導がきちんとなされて犠牲者が出なかったそうです。こうしたことから、地域の人間関係やコミュニティの力の差に大きな分かれ目があるのだと実感させられたとのお話でした。

このような事例を教訓に、当町でも徹底した避難情報の発信、避難誘導などに加え、日ごろの訓練や地域のきずな、共助の取り組みによる住民主体である自主防災力が大変重要であります。今後ますます人口減少、少子高齢化が進むことを考えれば、地域住民による協力的体制をどう構築し、維持していくか、喫緊の課題です。

この甚大な被害をもたらした西日本豪雨から1年が経過、そして今月6日に北海道胆振東部地震からも1年がたちましたが、猛威を振るう自然災害から命を守るには、防災情報を正しく理解し、早目に避難することが何より大切です。しかし、当時は各種の防災情報が発表され、危険性が予測されていたにもかかわらず、多くの人が逃げおくれで犠牲になりました。この教訓から、政府は水害や土砂災害からの避難について、行政主体から住民主体の防災へ転換する重要性を強調、自分の命は自分で守るという意識を持ち、住民避難の決断を促し、その行動を全力で応援するという方針のもと、人々が即避難行動に結びつく情報提供の方法として、気象庁は5段階で示す警戒レベルの運用を5月末から開始しました。住民が正しく理解できるよう、国は自治体や民間と協力しながら、丁寧かつ速やかに周知を進めていく方針です。

また、平時からの準備として欠かせない浸水想定区域などを示したハザードマップを確認し、みずからの避難行動を事前に決めておくマイ・タイムラインをつくっておくことが重要です。このマイ・タイムラインは、2015年の関東・東北豪雨で発生した鬼怒川氾濫による茨城県常総市の大規模水害を教訓に、国土交通省などが逃げおくれを防ぐ対策の一つとして推進を開始しました。各人がとるべき行動が時系列で把握でき、徐々に危険性が高まって発生する風水害の備えに有効とされます。

東京都は、都独自のツールとして東京マイ・タイムラインを約150万部作成し、本年6月から都内の区、市町村のほか、全ての小・中・高の児童・生徒に配布しています。その中で、葛飾区の新小岩中学では、6月の授業でマイ・タイムラインが配られ、生徒たちが水害への備えを学んだそうです。そこでは都職員が講師となり、シートの作成方法を紹介し、水害時は自分の命を守ることを最優先してと呼びかけ、生徒たちには前もって準備することで災害から身を守ることができるのだとわかり、誰が、いつ、何をするのか、家族内で話し合い、決めておくことがとても大切だと、防災意識の向上へつながったそうです。

そこで、伺います。このように、マイ・タイムラインの作成を後押しする自治体がふえています。当町でも災害への事前の備えとして作成し、活用するお考えはありませんか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、マイ・タイムラインについてお答えをいたします。

議員も言われたとおり、マイ・タイムラインは住民一人一人のタイムラインでありまして、一人一人が生活環境や家族構成に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列で整理する防災計画であると認識をしております。これは、内閣府のワーキンググループが国民に対して強く提言をしております「自分の命は自分で守る」を具体化したものであり、逃げおくれゼロに向けて大変有効なものであると考えます。

現在、蟹江町では、自主防災会長会議、防災訓練、防災学習会等を通じまして、ハザードマップなどマイ・タイムラインの検討材料となる各種情報を提供させていただいております。

今後はこれらの機会においてもマイ・タイムラインの紹介をいたしまして、各個人の自主的、具体的な防災行動につながるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

いざというときの個々の防災意識向上のため、また、減災ツールとして紹介していただき、ぜひ作成に向けてよろしく願いいたします。

続きまして、自主防災組織の機能強化と担い手の確保も大変重要です。自主防災組織のリーダーとしての育成はどのように考えているのか、町内会の自主防災組織は高齢化が進み、地域力のあるところは強化されていますが、一方で、十分に機能を果たせていない、果たせない地域もあります。役員の方々が兼務されていたり、1年ごとにかわる町内会もありますが、地域力を高めるための人材育成が一番の課題です。

そこで、当町では毎年防災リーダーの養成講座に取り組み、災害に備えていますが、現在のどのくらいの方が受講されていますか。また、2011年東日本大震災以降4倍にふえた防災士認定者数もお聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、防災リーダーと防災士の認定者数についてお答えをいたします。

防災リーダーとは、災害時に自主防災組織の活動を効果的に実践するために、中心となって防災活動を行う人と認識をしております。

その防災リーダーの育成であります。平成21年度から海部地方防災リーダー養成講座を海部地域合同で開催いたしております。受講対象者は満15歳以上で、海部地域に在住、在勤、在学となっております。この講座を通して、継続的に防災啓発活動を行っていただける方の育成も兼ねて毎年開催をいたしております。

蟹江町からも自主防災会役員、婦人会、一般の希望された方など、毎年若干名が受講をされております。ことしの9月時点で、蟹江町在住、在勤の方で受講修了された方は、延べ62名、男性が42名、女性が20名でございます。

また、より高度な防災知識を有する防災士の認定者数は、ことし8月末時点で、蟹江町在住者22名でございます。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

防災士への受講はなかなか厳しいかと思いますが、そんな中でも、全国的には防災士の資格取得が広がりつつあります。昨年は過去最多の2万3,275人が取得し、ことし8月末時点の累計は17万7,000人を超えました。徐々に国民の防災意識が高まってきています。

防災士に期待される役割は、主に2つあります。1つは、防災・減災に関する知識や技能を生かして自分や家族の身を守ること、そして初期消火や避難誘導、避難所開設など、発災直後の対応でリーダーシップを発揮することです。行政による公助の限界が浮き彫りになった阪神・淡路大震災を教訓に、自助、共助の分野が主な活躍の場である防災士が誕生したという経緯があります。

また、防災士の資格取得者がふえている一因には、現在約350に上る自治体による取得費用を助成する後押しもあり、今や役所の防災担当者や消防士、警察官が資格取得に取り組む例も多いそうです。

そこで、お伺いします。当町では、防災・減災のための人材育成、また自主防災組織づくりの推進役として、より高度な専門知識を身につけることができる防災士の資格取得のための費用を助成するお考えはありませんか。

○安心安全課長 高塚克己君

防災士の資格取得のための補助についてお答えをいたします。

より高度な防災知識を有する防災士の資格取得には、51時間の研修の受講、試験の合格、普通救命講習の受講が必要となります。このような防災士が各自主防災会を先導すれば大変有効と考えますが、町としましては、先ほど申しましたとおり、まずは海部地域合同で実施しております防災リーダーの育成を推進していきたいと考えております。

現在、蟹江町にあります31の自主防災組織は、災害発生時に避難行動、避難所運営を初めとした防災活動、災害対応の中核となります。その中で、実際に活躍されている方に防災リーダーの講習を受けていただき、地域の防災力向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

防災への意識づけとしても、防災リーダー養成講座のさらなる周知、普及啓発をよろしく願いいたします。

先ほどの防災士の資格を取得しても、十分に知識や技能を生かせないケースもあり、いかに防災士を活用するかという視点が課題となりますが、愛知県知立市では、資格取得後の知識向上や防災士同士の交流を目的に研修会を開催し、情報共有のための防災士だよりも発刊しています。

また、全国に先駆け取得費用を全額助成してきた愛媛県松山市は、地区防災計画の策定を防災士を中心に行っています。そして、さまざまな災害対策として女性の視点は大変重要な役割を果たしますが、まだまだ資格取得者が全体の16%にとどまり、若者の割合の低さも注視すべく、この点もさらなる啓発活動とともに、近年においては毎年起り得る災害へのあらゆる角度からの備えと、人材育成を一層強化する必要があるのではないのでしょうか。

次に、災害時における要支援の取り組みについてでございます。

当町でも、1人では避難できない高齢者や障害者など、避難行動要支援者をどう守っていくのか、要支援者の課題についての対応が求められています。昨年6月に起きた大阪府北部地震の際、豊中市では約1万3,000人に上る要支援者全員の安否確認を、発災からわずか4時間で完了したことが新聞記事で報道されましたが、このスピードは他の自治体では例を見ないものがありました。市では、地域の福祉計画の中の重点事業の一つに災害時要援護者対策を位置づけ、まず平常時と災害時が連動した実効性のある支援体制を目指しています。そのポイントは、各校区福祉委員会及び民生委員などが、日常の活動や顔の見える訓練を地道に重ねるとともに、要支援者とのつながりをつくってきた努力がいざというときに発揮されたと強調されています。

では、なぜ住民の方々が主体的に活動できたかといえば、1995年の阪神・淡路大震災を経験したことが大きな理由となっています。この教訓を生かし、既に2002年から市独自の事業として名簿を作成し、社会福祉協議会や民生委員の方々と協力しながら、安否確認訓練や日常的な見守り活動を続けてきました。これは、いざというときを経験しているからこそ、自分たちで行うという姿勢が身につけてきたものです。

今回の大阪府北部地震での安否確認も、豊中市が指示する前に自主的にスタートさせていました。特に力を入れて取り組んだことは、防災・福祉ささえあいづくり推進事業であります。この事業のポイントは、平時の体制構築の訓練、関係づくりなどが、いざ災害時には安否確認、避難支援、避難誘導という関係になることです。このことから、平時のつながりの強さが即防災力の向上になるというものでした。

このように、安否確認実施訓練を重ねることは、要支援者とのつながりをつくり、高齢者社会の平時であれば間違いなく福祉施策ということですが、いざ災害が起こるとそれまで進めてきた防災・減災対策になるという関係を、ぜひ蟹江町でも構築していただきたいと思えます。

そこで、当町の現在の災害時避難行動要支援者の登録者数をお尋ねします。また、要支援者で登録申請をしていない未登録要支援者の実態把握のための調査は行われていますか。お伺いします。

○住民課長 中村和恵君

質問のありました災害時避難行動要支援者登録者数と未登録要支援者の実態把握のための調査の実施についてお答えいたします。

平成31年4月1日現在で、災害時避難行動要支援者の登録者数は147名となっております。また、未登録者の把握につきましては、対象者を年に1回、関係各課に照会をかけて抽出し、一覧を作成して把握しております。

また、4月の嘱託員会議や年1回の広報にて、災害時避難行動要支援者登録制度の周知を

図っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

個人情報やご本人のご意思を含め、難しい推進事項ではありますが、町内会、民生委員さんからのフィードバックで情報収集をするということもお聞きしましたが、避難行動要支援者を守るためにも、平時は福祉、災害時は防災という関係をどのように構築していくのか、災害時要支援者の避難行動については、先ほど申し上げました豊中市の例を見ても、日ごろから顔の見える安否確認や避難訓練はとても重要になってきます。

先月末に、NHKで南海トラフ巨大地震について蟹江町が放映されまして、要支援者をどう守るのか、一つの町内会の日常からの避難支援状況が紹介されていました。

このように、町内でも安否確認、避難訓練を行っている自治会は、地域ごとにさまざまなご事情があると思いますが、少ない状況だとお聞きしました。全体的に要支援者のための避難訓練は遅れていないでしょうか。この点についてどのように考えていますか。お尋ねします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、災害時避難行動要支援者の避難訓練についてお答えをいたします。

災害時避難行動要支援者を守るためには、各町内会で作成をしていただく地区防災計画の項目として、災害時要支援者への支援も明記をしていただくべく、地区防災計画を作成される町内会には助言をさせていただいております。このことにつきましては、嘱託員会議、自主防災会長会議、防災学習会等でもお願いをしているところであります。

また、町内会が防災訓練で要支援者を対象とした安否確認、情報伝達、避難誘導訓練等を実施しておりますが、全町内会には浸透しておりません。町としましては、ここ数年実施しております小学校単位での防災訓練時に、要支援者の避難支援を訓練項目として引き続き推奨していく考えであります。その際には、要支援者と支援者の顔合わせとともに、訓練を通してお互いが災害時の対応について確認できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

要援護者の取り組みは非常に重要であります。ぜひ地区防災計画の必須項目として盛り込んでいただき、訓練につなげるべく、平時からの体制づくりをよろしく願いいたします。

最後に、災害時の乳幼児対策について伺います。

東日本大震災を初め、近年の相次ぐ大規模災害を踏まえ、自治体による食料の公的備蓄が、例えば乾パン、お米は2倍に、即席麺は3倍に急増しています。蟹江町においても、先月28

日付中日新聞に、非常用のパンを災害時に融通し合うネットワークを運営する名古屋市瑞穂区の一般社団法人ブレイクスルーバンクと、備蓄用パンの供給に関する協定を自治体で初めて結んだという記事を拝見いたしました。どこの市町村よりも先駆けて手を打ってくださり、大変喜ばしく思います。

そんな中、乳幼児用の粉をお湯で溶かす必要のない液体ミルクが、災害用備蓄として普及され始めています。この液体ミルクは、母乳に近い栄養素が含まれており、常温で約半年から1年間保存できます。お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることができることから、災害時の備蓄品として注目が集まっています。早くから欧米では普及していましたが、日本では2016年4月に起きた熊本地震の際にフィンランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの母親らに大変喜ばれました。

こうした経緯から、国産の液体ミルク製造販売を求める声が高まり、党の強力な推進のもと必要性が認められ、本年3月11日から日本での店頭販売が始まりました。災害時はストレスなどで母乳が出にくくなることもありますので、赤ちゃんの命をつなぐ大切なミルクになります。今春から国内販売が始まった乳幼児用液体ミルクの売れ行きが好調な上、外出先でもすぐに飲ませることができ便利などと、育児負担の軽減にもつながり、大好評です。備蓄している自治体は、東京都が災害時に液体ミルクを調達する協定をイオンと結んでいるほか、文京区、群馬県渋川市、また大阪府箕面市は、このたび西日本で初めて国産の液体ミルクを災害時の備蓄品に導入することが決まり、市役所や公立保育園などに備蓄する予定です。

また、食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは保育園での日常の保育などに使い、使った分を補充していくローリングストック手法が活用されます。この7月には、三重県が都道府県で初めて備蓄物資の粉ミルクを液体ミルクにかえるなど、全国の自治体にも購入の動きが広がっています。

そこで、当町の災害時の乳幼児対策として、避難所などで必要な乳幼児のためのミルクと哺乳瓶の現在の備蓄状況をお尋ねします。また、今後災害時の備えとして、国産の液体ミルクを導入するお考えはありませんか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、乳幼児用のミルクについてお答えをいたします。

初めに、備蓄数につきまして、粉ミルクですが、保育所6カ所の固形タイプ、非アレルギー用とスティックタイプ、アレルギー用、過敏性アレルギー用を合計286袋、消毒済みの使い切り哺乳瓶を180個備蓄しております。液体ミルクにつきましては、議員言われたとおり、ことしの3月に解禁となりました。常温で保存ができ、お湯で溶かす必要がないため、大変有用であると考えますが、導入コストが粉ミルクタイプの2倍から4倍、保存期間が最長のもので1年となっているため、今後価格と保存期間を踏まえて慎重に検討をしていく考えであります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

昨年の西日本豪雨や北海道胆振東部地震の際、救援物資として液体ミルクが届けられたものの、残念なことに自治体の知識不足で十分に活用されなかったケースもありました。このようなことがないように、正確な情報の普及とともに、小さな命を守るため、ぜひとも少量数からでも早期導入をよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

質問5番 伊藤俊一君の「議員報酬の見直しについて」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議員報酬の見直しについてと題しまして質問をさせていただきます。

我が蟹江町議会におきましては、蟹江町議会基本条例に基づき、町長とともに町民の信託を受けて活動し、議会、町長の二代表制のもと、それぞれの特性を生かし、健全な緊張及び監視機能及び立法機能を十分発揮し、蟹江町として最良の意思決定を導くことを目指すというものであります。蟹江町議会及び蟹江町議会議員は、町民に情報の公開と共有化を図り、町民の意思の反映に努め、政策立案及び提言を積極的に行い、まちづくりを推進し、議会の公正性、透明性、独自性を確保するとともに、その責務を自覚し、町民の負託にこたえる議会を目指し、全力で取り組むことを決意し、この蟹江町基本条例を制定いたしました。かの蟹江町議会基本条例に恥じることなく、議員活動をしてまいりました。

現在、蟹江町議会においては、若い議員さんが少しずつふえてまいりましたけれども、議会に専念できる議員は14名中何名おいででしょうか。ほとんどの議員さんは事業主であります。なぜ事業をしないと議員として活動ができないのか、なぜ若者は議員に立候補しないのか。いろいろお話を聞いて私なりに考えてみますと、やはり議員報酬が一番ネックであるとわかりました。

そこで、お尋ねをいたします。事業主以外の若年勤労世代の町議会議員のなり手不足については、まず会社を退職しなければなりません、会社を退職するには、今までの給与より少なくても、会社をやめてまで議員になろうという人はあるわけがありません。今の議員の体制でよいとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。また、今の一般企業と議員の年収における差異についてどのように思っておいでなのか、まずお尋ねをいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました今現在の議員体制でよいのかについてお答えさせていただきます。

まず、月額30万円の現行の議員報酬につきましては、県下の他の町村と比較しましたところ、低額であるという認識はしておりませんが、年間収入額といたしまして、一般的な勤労世代で会社へお勤めの方と議員の報酬を年間ベースで比較いたしますと、議員のお話のとおり、議員報酬はやはり決して高い水準ではないと考えられます。さらに、会社へお勤めの方々は、医療保険や年金等の社会保障についても保障されている状況であり、勤労世代の方々が会社を退職して議員になることに関しては、大変厳しい状況であると認識しております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

なかなかこういったこと、質問もしにくいわけでありましてけれども、答弁のほうもしにくいとわかりながらお聞きしておるわけでございます。少々勘弁をいただきたい。

私は、平成7年に当選をさせていただいて、いろんな改革をしてみいました。平成7年といいますと、今この議場におりますのは私と黒川議員と横江町長、平成7年に9名当選したんですけれども、今3名この議場におけるような状況であります。

そんな中で、いろいろと改革をしてみいました。まずは、委員会への出席、そのたびに費用弁償とって、いろいろ手当をいただいております。そういったことは無駄であろうということで、真っ先にその費用弁償をカットさせていただきまして、その後、議員定数の削減を三度にわたりましてしてまいりました。平成10年6月、24名ありました議員の数を22名に、とりあえず2名削減をいたしました。そして、平成17年3月に22名から16名、6名の議員定数を減らしたわけでありまして、そして、平成23年3月に16名から14名に、今の状況の14名になったわけでありまして、このときは2名の減ということでありました。

そこで、質問をいたします。現行の議員定数14名について、理事者側としてどう捉えておいでなのか、お尋ねをいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました現行の議員定数についてお答えさせていただきます。

議員の言われますとおり、三度にわたりご尽力いただき、議員の定数が削減され、現在の議員定数14名となっております。現在の議員定数につきましては、各議員におかれまして、ふだんから地元の住民の方の多様なご意見等をきめ細かにお聞きいただき、住民の方の意思の反映に努められておると認識しておりますので、現行の定数は適切であるというところで考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

適切であるというようなお答えをいただきました。

いろいろと今の状況になるまでに、相当議員の皆さんにご協力をいただきながら、ここまで改革を進めてまいったわけであります。そして、以前に質問いたしましたけれども、蟹江町議会というよりも、理事者の皆さん方の給与、これについて愛知県でいろいろデータを見ますと、相当低い位置にあると、そういった質問をした記憶がありますけれども、そのときになかなかいい答弁がいただけなかったのは、私はやはり給与はある程度、この愛知県でもそうめっちゃくちゃトップにならなくてもいいんだけど、やっぱり上位ぐらいの中の給与をいただきながら、それ以上の仕事を皆さんに頑張ってもらって、そういった状況もあわせてお願いができたらいいかかと、これも我々議員が決めるわけではありません。ただ、きょうこういった機会ですので、審査会とか審議会とかいろんな中でご検討をいただけるのではないかと、それをテレビを通じて、蟹江町民の皆さん方に少しでも議員の給与もひどいと、そして職員の給与も低い、そういうことをまずお知りいただいて、これからの変わりゆく蟹江町、発展し続ける蟹江町をいかに頑張っていける状態、環境をつくり上げるかというのがために、きょうはいろいろと言にくい質問をさせていただいておるわけであります。

そして、我々いろいろと努力をしてみましたが、国においては、県においても同じであります。衆議院、参議院ともに議員の削減をいまだにしておらず、我々地方議員が身を削る議員定数の削減をし、また町村合併でいろいろ努力してきたにもかかわらず、議員年金は廃止になり、何の手当もしない国の考え方が不思議でならないのであります。合併して議員が減れば、また議員の定数を削減すれば、今の国民年金制度と同じですよ、掛ける人が少なくなれば、いただけるわけがないんだ。そういう状況をつくりながら、そのままほうってある。本当にけしからん。そのような国の考え方が不思議でならないのであります。このような現状を乗り越えるためにも、議員報酬を上げていただき、時代に合ったよりよいまちづくりのできる体制をつくるのが大切であると考えます。議員の皆様にご理解をいただいて、後日議員提案として提出をしたいと考えております。

町民の皆様の方々が、議員はええわな、3期務めると年金がつくで、毎月議会があるわけではないし、毎月報酬がもらえて、そしてボーナスがもらえると、またそこへ加えて政務活動費が毎月もらえるらしいと、そう思っておいでの方がほとんどだと思います。いまだにそういう話を聞くんです。それであえてこういった質問の中で、いろいろと中身を説明させていただいておるわけでありますけれども、前段でも申し上げましたように、蟹江町議会は改革に次ぐ改革、それをしてまいりました。これ以上の改革のしようのないところまで努力をしてみまいりました。議員報酬は毎月税引き後24万5,100円であります。ボーナスは、夏はといいますと41万8,302円、冬は43万788円であります。政務活動費は月額5,000円、

年間6万円でございます。議員年金は平成23年6月になくなりました。一時金で掛金の20%カットという残酷な仕打ちでありました。

この状況では、私も年を重ねてまいりましたので、後継者を見つけるために、現在のままでは若い方は会社をやめて、給料が下がってまで議員になろうと思うわけがないわけであります。私は議員活動に専念できる環境をつくって後継者に譲りたい、そう考えておりますので、あえてこの機会に町民の皆様へ蟹江町議会の現状を知っていただき、町民の皆様のご理解をいただきたく、申し上げてまいりました。また議員の皆様方には、議員提案という形ができましたら、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げたいと思います。

また、蟹江町特別職報酬等審議会におきましては、若年の勤労世代が町議会議員になりやすい環境を整備していただくよう、重ねて要望を申し上げます。そして、今までこうしたいろいろな改革をしたり、私の思いを訴えてまいりました。そういったことで、まず通告にはありませんでしたけれども、副町長、いかがですか。私の涙ながらの訴えを聞いて、一言お願い申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

今伊藤議員から切々とした思いをいただきました。伊藤議員おっしゃったように、この問題に関しては、非常に質問しづらいお話だとおっしゃいましたが、私ども理事者側は、それ以上にお答えにくい問題であると思っております。

ただ、今報酬の話、定数の話を担当がお答えいたしました。報酬については、基本的に県下では低いほうではないが、ただそれが即適切かどうかの判断は非常に難しい。あと、定数に関しましては、平成10年6月に第1回、17年3月に2回、23年3月に14名まで削減したということは、非常に私ども価値あることだと思っております。そして、現在は蟹江町議会基本条例に基づいてしっかりと議論をさせていただいておりますので、ただ、私どもに言えますのは、そういう問題については、これからしっかりと14名の議員の皆様方がそれぞれのご意見をお持ちだと思いますので、そのご意見をしっかりと議論をした上で、私ども理事者側のほうもそれに沿った考えを改めて示させていただき、そうすれば一定の方向性が出ると思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

突然の質問で申しわけないんですけども、思いは通じたと、そういったことで、できるだけいい形でこの審議会が開かれて、いい環境が整うというようにご努力をいただければありがたい、そんなふうに思いますので、町長にはよろしいです。これ以上言うと言いきくなくなってしまいますので、そんなことで、ありがとうございました。終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問6番 戸谷裕治君の「持続可能な町づくりを目指せ」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷裕治でございます。議長のお許しをいただきましたので、「持続可能な町づくりを目指せ」という質問でやらさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。最後の質問者になりますもので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

2045年ごろには蟹江町の人口も3万人を切るかもしれないと統計上で試算されております。

高齢化率は2019年度版の高齢社会白書では、65歳以上の人口割合は28%、2065年には約2.6人に1人が65歳以上と推計されます。

約38%以上の人が高齢者になるという予測です。人口減少と高齢化に、我々蟹江町としても、この難題に立ち向かうことを考えていかなければなりません。高齢化率は社会保障等の関係で変わるかもしれません。

これは、年金支給年齢が70歳に変わると、現役世代が70歳までとなり、70歳以上が高齢者という呼び名に変わると思われます。これにより、数字的な高齢化率は変わると思います。

日本全体で見ますと、2060年ごろには、人口8,600万人程度に落ち込むという将来人口推計があります。

そこで、国は地方圏の自治体の弱体を防ぎ、日本全体の活性化等を意図として、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同法における地方創生の意味は不明瞭ですが、目指すところは明確でございます。

1番、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現。2番、一極集中の歯どめ(地方の雇用の創出)。3番、地域特性に即した地域課題の解決を掲げている。

地方創生における国の基本目標は、地方が成長する力を取り戻し、人口減少を克服する、にある。基本的には2060年ごろに1億人程度の人口を維持する。このまま抜本的な対策をとらないと、2060年には人口が、8,600万人程度に落ち込むという将来推計があり、約30%の落ち込みを見込まれている。

そこで、政府は17%の人口減に約1億の人数にとどめたいという緩やかな政策を掲げております。

蟹江町といたしましては、2060年に想定される人口推定は出生率の設定により変わるかもしれませんが、2万3,000人から2万8,000人と推定されております。

もう始まっている高齢化と超高齢化、そして人口減少時代になりました。

人口減少また少子化の時代に突入した現在、人口を自治体間で奪い合う自治体間競争が始まっております。

初代、地方創生相の石破茂氏初め、歴代の担当大臣も競争の結果として格差が生じることもやむを得ないと認めております。

我々の町、蟹江町は自治体間競争の準備はできているのだろうか。

地方創生の「創生」とは、意味を調べますとつくり出す、初めて生み出す、初めてつくるという意味でございます。この国の制度設計に原因があると思われませんが、地方踏襲、地方模倣になっているのが日本の地方の現状でございます。

我が町は、このような流れに流されずに、この町の特性を生かしたまちづくりをしていかなければならないと思います。

そこで、質問させていただきます。

まず、1問目の質問といたしまして、少し不思議なことがありましたもので、質問させていただきます。

蟹江町は世帯数が増加しております。ですけど、これは日本人の方のみのごとでございます。

ですけど、人口が減っている、この要因は何だろうということで、少しお尋ねいたしたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいま、ご質問いただきましたとおり、ご指摘のとおり、今、蟹江町の直近の人口と世帯数の推移を見ますと、世帯数のほうが増加傾向、人口のほうに至りましては2017年がピークで、そこを超えたところから若干ではありますが微減という傾向に移っております。

そんな中で要因をとということですが、内訳といたしましては、外国人の方がここ5年間の中で約1,000人ほどふえております。

1つは、外国人の方が単身で住まれる方が多いところの中から、外国人の増加に伴う世帯数の増加というのが1つ考えられます。

あとは町内で宅地化をしたところもございますが、そういったところに移り住む方が、必ずしも外からの転入者ということではなく、町内の中で世帯分離として移られる、それも1つの世帯数の増加の要因かと思えます。

あともう1つは、転出と転入のバランスですね。転入してくるときには、単身の方が多い、転出者の中には世帯で転出される方が多い、そんなところでのプラス・マイナスの差というものが多少あるのかなというふうに当局としては捉えております。

○6番 戸谷裕治君

今、外国人の方がどうのこうのっていう話があったんですけど、この日本人の世帯数だけでも、そういう傾向があるっていう質問差し上げたもので、外国人の方の世帯数は別として、まあ伸びているっていうのはわかっております。

この日本人だけの世帯数のことで、ちょっとご質問申し上げたんですけど、そこら辺の要因のほうは、少ししゃべっていただきまして、現在一番ふえている人口の割りに、世帯数が日本人の倍もふえているから不思議だっていう質問でございました。

その原因といたしまして、私は少し考えましたんですけれど、一番の原因は少子化、これは間違いございませんね。

ですけれど、もう一点は、もともと蟹江町にお住まいの方が親から独立して、町内に新しい所帯を持たれたり、町内移動がまた一つの原因だと捉えております。

これは、通勤等に便利な駅周辺に新しく市街地とか開発されたところに、そういうところにお住まいとして家を建てられたり、だから町内で移動されて親世代は別のところに住んでおられる独立されたっていうパターンが結構あります。

それと、これだけでは人口減少っていうのが賄い切れません。緩やかに人口減少で進んでいる原因っていうのは、やっぱり新市街地の形成、駅近等にマンション等ができたことにより、周辺自治体から若い世代の方が、結構お住まいになっております。これは通勤・通学に便利なことということで、これは私が自分の足で回って調べた結果なんですけれど。

だから、蟹江町というのはそういうことを見ますと、世帯数がふえるということは、大変有望な町だになってということから入っていきたいと思っております。こういうことから読み取れるのは、施策を考えますと本当に蟹江は、まだ人口減少をとめる可能性のある町でございます。

私はほとんど質問を提案型でいきますので、否定的な意見は述べないようにしていきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願い申し上げます。

次に、蟹江町として人口増加に向けて、どのような施策をお打ちですか。

まずは、自然増加、これはどういう具合にお考えになっておりますか。よろしくお願い申し上げます。

○政策推進課長 北條寿文君

町といたしましては、2016年の3月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定させていただいております。その中で、59の事業の立案がされておりますが、中でも今おっしゃられた自然増への対策といたしましては、結婚・出産そして子育て、これをかなえるための事業というものが幾つかございます。

それまで行っていなかった中で、立案したものの1つとしては、「プレママサロン」というのがございます。これは民間のNPOの団体さんともコラボレーションいたしまして、出産前から不安を抱えていては、なかなか妊娠・出産には至らないということで、そういった方々の不安を解消するための講座、これは町が主催するのではなくて、団体のほう同じ世代の方々が主催していただくことによって、ネットワークを広げながらその不安を解消し、妊娠・出産へつなげていくといったものもございます。

あと、町といたしましては、そういった方々に産後健診ですとか、よく産後鬱というものもございますけども、そういったものを解消するために子育てのケアプランといったものを保健士さんを通じて、寄り添わせていただいて、ひとりの方が出産・育児に対する不安を少し

でも解消しながら、その後も並走していこうとそのような取り組みなんかがございます。幾つか、まだ上げれば切りがございますが、主なものとしてはそのようなふうで向き合っております。

○6番 戸谷裕治君

今お聞きしまして、数々の施策を打っておられるということで、それを充実させながらやっていただきたい。と申しますのは自然増ってというのは、これは、今、日本の現状が置かれた一番難しい問題でございます。

子供をたくさん産んでというような話になってまいります。これは、時間がかかって簡単にはまいりません。ですから、今、蟹江町が打っている施策は、どんどん充実させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ところで、自然増が難しいもので、そうしましたら、人口減少をとめるには何をしたらいいか、一番これから打っていききたい手は、社会増でございますね。

社会増を打つにはどうしたらいいのかということでいろいろ考えてきました。

社会増をするには2つしか手段がありません。これは、私の考えた結論でございますけど、単純に言いますと、既存住民の転出の抑制、そして、今後、住む可能性のある住民を対象に転入促進であります。この2つしかないと思っております。

そこで、社会増を望める1つの提案として、ご質問に上げているんですけど、空き家対策でございます。現在の空き家対策をちょっと述べていただきたい。

まず、空き家対策でも利活用の分にしていきたいと思います。というのは、一応危険空き家に対しましては協議会とかを設置していただきました。

これは、議会の防災建設常任委員会のときに、提言したとおりにやっていただきました。それはありがとうございます。そちらのほうは一旦落ちついていると思いますので、次は、利活用のほうに対して、今どういう政策を打っておられるかをお聞きしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問でございました空き家対策の進捗状況としまして、特に利活用について、主な進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成31年2月20日に、蟹江町と愛知県宅地建物取引協会、いわゆる宅建協会ですね。町内の空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、また流通活用などの空き家等に関する対策を推進することを目的に、協定の締結を行っております。その協定締結を行うことで、宅建協会が設置してございます空き家総合相談窓口の利用が可能となりまして、空き家の相続手続や維持管理、売買などの空き家の所有者が抱えている問題について、専門的な見地から相談が受けられるようになりました。

また、売却相談があった場合については、宅建協会が業務委託してございます愛知県宅建

サポート株式会社に不動産情報が提供されまして、空き家流通の専門家が媒介を行うこととなっております。その中で、すぐ取引がなかったような物件につきましては、宅建協会が運営してございます空き家バンクポータルサイトに無料で不動産情報が登録されまして、情報を流通できる仕組みとなっております。

特に、今年度は平成28年度に実施をしました空き家等実態調査のアンケートで、空き家であると回答のあった115件に対しまして、再度意向確認のアンケート確認を行います。売却や賃貸を希望する場合は、宅建協会へあっせんし、利活用について促進を図る予定でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

再度アンケート調査していただけるんですね。それを聞きまして少しは安心いたしましたけれども、ただ、今おっしゃっていた窓口の周知とか、そんなのは徹底されていないと思うんですよ。一般の方々知らないと思います。空き家を持っている方も、そういうことはまだご存じないと。宅建協会と今、手を組んだとか、そういう話ですけれども、そうではなしに、一応町の窓口というのをはっきりしていただきたい。それはこれから必要な施策だと思います。行政が、行政に窓口がありますよということで人は安心します。行政に責任を持ってもらうんでなしに、行政に窓口があつて、そこからある程度の組織に振り分けがいきますよということがはっきりされるほうでいいのではないですか。そうしないと、やっぱり安心感がないもので、どこに相談行くのかなと、ただ、不動産屋に行ってもわからないしとか、そういうことになってまいりますので、それは強く望みます。だから、窓口の一本化ということで、ここに行ったら、こういうことになりますということを望みます。その辺がどうでしょうね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

窓口と言えば当課でありますまちづくり推進課のほうになりますが、今回、この空き家に対する啓発のパンフレットなどにつきましては、平成31年3月に全戸配布で配布をしてございますし、あわせて町のホームページのほうにも、この空き家対策の窓口等については掲載をしてございますので、この辺をご利用していただければと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そうしましたら今回出されるアンケートに、その空き家をお持ちの方に、こういうことですということをしっかり明記していただいて、その中でのアンケートをとっていただきたい。そうしますと、そのお持ちになっている方はどこへ相談に行っていけばすぐわかるということですから、アンケートとは別に欄を変えていただいて、町はこういう窓口を持ってい

ますよというのを書いていただかないと、アンケートとしての意味が、ただ調べるだけになるといけないもので、二重三重のそういうことができたらいいなと思います。

もう一つお聞きしたいのは、例えば空き家と申しまして、商店街等にある空き店舗、これは別個に考えられる場合が結構あるんですね。空き店舗の場合は、今自体、空き店舗に就業、何かをしたいというときの創業者に対する支援とか、そういうのはありますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今現在、空き店舗に対します、創業に対する支援ということでございますけれども、現在、そういった空き店舗に対する創業支援というのはございません。ただ、空き店舗を利用しました商工会が活用してやられます空き店舗の補助金を使いまして、空き店舗を運営していただくというような制度はございません。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

商工会が絡んだ、そういう空き店舗対策というのは、結局、最後まで商工会が絡んできてしまうもので、そういうのは結局、運営上難しいんですよ、対策として。やっぱり創業者に支援するというような支援制度を設けてもらわないと。それはお金を貸したときの利子の負担とか、そういうことも含めてですけれども、あまり商工会絡みでやたらなかなか動きにくい。商工会の持ち物とか、商工会が家賃補填しているということになってしまうと、これは動きにくくて仕方ない。やっぱり創業者にはならないと思いますので、その辺の創業の今度何かありますよね、そういうことが。支援というのが、国から出ていると思うんですけれども、それを県とか町でいろいろ考えていただいて、そういうこともやっていただきたいと。

そして、もう一つ、最近の若い人が思われる空き家、空き店舗というのは、空き家も空き店舗も一緒なんですよ。と申しますのは、感性的に、この古い建物の、例えば奥まったところでも飲食店をやろうとか、そういう人たちはふえております。だから、商店街だから空き店舗という感じではなしに、ほかの空き家も空き店舗という感覚で見ると子供たちがふえているのは現実でございます。ですから、その辺にも着目しながら、今お持ちになっている方に、そういうアンケートも入れていただきたい。貸し店舗として貸せますかとかいう、そういうことも入れていただきたいなと思っております。

続きまして、既存住民を対象に、転出を抑制する施策というのは、どういうものをお考えられますか。

○政策推進課長 北條寿文君

既存住民の転出抑制ということで、やはりこれは、今現在お住まいの方々にしっかり安全・安心を担保することだというふうに捉えております。住んでみえる方が町への満足度が低いと、ほかと比較して出ていくということになりますので、基本的には防災・防犯・交通安全、こういったものに、分野の取り組みに資するというふうな事業を数多く立案しており

ます。これも数を上げれば切りがございませんが、中でも特に、防災の面では、各避難所機能、この向上を図り、また、その避難所へ誘導する仕組みも整備しているというようなところですか、あとは排水機の整備ですか、下水道、交通安全に至りましても、見守りだけではなくて、ゾーン30ですか、いろいろな取り組みがございます。あと防犯灯のほうも全てLED化を図って明るい町をつくるということで、これは町だけではなくて、自主防犯、自主防災、両方の組織と地域と協働でとり行うということで、皆さんの町に対する愛着を高めるといった事業が肝要だというふうに捉えております。

○6番 戸谷裕治君

時間がどんどん過ぎていきますけれども、先ほどの空き家のことですが、高齢者とか、低額所得者、子育て世代等の住宅確保要配慮者という方の賃貸とか、いろいろなことも望めるかなと思っておりますので、この住宅セーフティネット機能というのを少しは考えていただきたい、そういう空き家でも。それが利活用につながると思いますから、そういうことも発信していただけたらありがたいなと思っております。

続きまして、この潜在住民、これから住もうと思っっている方に対する施策というのは、どういうことを考えておられますか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

転入促進に対する施策でございますけれども、こちらは地方創生推進交付金を活用しまして、国・県・町と共同しまして、移住支援金を支給する制度がございます。これは令和元年度に創設をされておるものでございます。これは東京一極集中の是正、人手不足の解消を目指しまして、若者を中心とした就業及び移住を推進するものでありまして、令和元年度から6年間の実施予定でございます。対象者としましては、蟹江町へ移住をされた方で、年齢が満50歳以下、就業条件としましては、県のマッチングサイトに掲載をされている企業に就職、また、転出元の条件というのもございまして、こちらは東京23区に直近連続5年以上在住した方、また、東京圏に直近連続5年以上在住かつ東京23区に所属する事業所に連続して勤務された方、なお、支給支援金でございますけれども、最大で2人以上の世帯の場合100万円、これは国が2分の1の50万円、町と県が4分の1の25万円ずつ、単身の場合が、国が2分の1の30万円、あと町と県が4分の1の15万円という補助、これは最大でございますけれども。

なお、令和元年度、本町の予算としまして100万円の予算を計上してございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

大変ご立派な考えでございますけれども、私が考える潜在住民というのは、これは当然転入を促進するためには、蟹江町に対する属性のあるところから近辺、そういうところからの人口流入、当然交流人口をふやすというのがまず第一だと思っております。これはなぜかと申しますと、簡単に申し上げますと、駅北の開発が終わりまして、やっぱり七宝町、あちら

のほうから交流人口で来られていた人が近辺からお住まいにアパート等に入っておられます。これは、この近辺の属性ですね、もともとの海部郡、海東郡という地域性とかを利用して、なじみがあるところ、なじみがあって、大変利便性が高い蟹江町ということで、交流人口をどんどんふやすべきだと思っております。その中からピックアップしていくということが、僕は正解かな、広く浅く全国的に移住を探すというのは、そんなことは本当に無理、そうではなしに、これからはターゲット戦略だと思います。

ある都市では、N市というのがありまして、その市長が考えたのは、周りの都市から自分のところに交流しているのが多いかと、そういうのを調べまして、そして、その地域の電車とか、そういう駅とかに住宅の販売とか、促進とか、そういうのをぼんぼん聞いたと、祭りとか、そうしますと、周辺から人が集まってきたと。少し、だからターゲット戦略、これが僕必要だと思います。

きょうはちょっと言いにくいんだけど、名古屋の公職者の方もおみえになっているもので言いにくいけれども、僕はターゲットにしているのは、名古屋市です。名古屋市からの移住、これは中川区、あの辺から、やっぱり蟹江に住んだことで利便性も高いぞと思う方がおみえになると思いますから、交流人口はぜひそういう具合な分析をしながら進めていただくほうがいいと思います。

全国的にここに移住しようと思っても、大体大都市圏に移住政策で国はそう思っていないじゃないですか。本当の地方に対する移住政策をしているだけで。ここは一応大都市圏ですから、だから、案外そういうことは望まないことでいいと思います。近辺のターゲットを決めてやっていただくのが正解だと思いますけれども、これは、僕は自分なりに考えたあれですけれども。

次に、ちょっとそれで、交流人口のことでお話ししたいんですけども、今般、名古屋市港区から、市バスを近鉄蟹江駅に乗り入れをしましょうというような要望が、港区の住民の方から名古屋市のほうに要望が上がっております。私は、そのようなすばらしい提案だから、ぜひ進めていただきたいなと思っております。それで、きょうは少しお尋ねいたします。

まず、名古屋市でそういう要望が上がってきたと、それで、近鉄蟹江駅のすばらしさを知っている方々が利便性とかいろいろなことを考えて乗り入れをしないと、だけれども、受け入れるのは我々蟹江町側ですから、受け入れ態勢が、それは無理ですよと言ったら、この話は頓挫します。

ただ、先ほど申し上げた交流人口、これはこれからどんどんふやさないとだめ、そのときにはこういうことは物すごくいい案だなと、僕は渡りに舟だと思っております。そして、交流人口をふやして、また、滞留人口、今現在の蟹江町の近鉄蟹江駅南側を見ても、駐車場、そして駐輪場が多いです。だけれども、これで通っている方は、電車で戻ってこれたら車に乗って帰ってしまう、自転車に乗ってすぐ帰ってしまう、公共交通機関ができます

と、食事でもして帰るか、一杯飲んででも帰られるよとか、そういう余裕は出てまいりません、時間的なことを見て。これが滞留人口ですね。今までの交流人口という中の行き過ぎる人たちでしたけれども、近鉄南のところは。ですけれども、滞留人口をふやす可能性があるから、市バスというのはすごいいいなと思っております。

そして、ご存じのように、蟹江駅は急行、準急、普通とたくさんの電車がとまりますね。先般も町のほうから、公共交通機関のこれからのというテーマで勉強されていたと思います、どうしてこうかということ。その1つに、こういうのを加えていただければ。そして、なぜこれをお勧めするかと申しますと、これは東海通りに向かっての東郊線の延伸もかかわってきます。延伸はかかわってきますけれども、この延伸をすることによって解決できるのが1つあります。斎場の問題です。舟入斎場への道筋ができます。こういうことも含めて、少しこれからこういう案があるんだけれども、どうでしょうということで、これは町長、副町長どちらかにお聞きしたいなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。今現在の案ですからね、これは。それで、我々は勉強会をして進めておりますということで。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員のほうから持続可能なまちづくりに関して質問されました。

名古屋の市バスの乗り入れの関係でございますが、確かに公式な話としては、私は聞いておりません。ただ、私もいろいろな知人もございますし、いろいろな関係者の方から、そのような話は聞いたことはございます。今、その要素として東郊線の延長だとか、舟入斎場の問題も出されました。確かに、今ある土地区画道路は国道1号線から南へ少し残っております。これ東郊線ですね。ただ、今現在、名古屋のほうの計画がございませんので、今、土地区画道路については宙に浮いた状況にあります。そんな状況の中で、そういう話がもしあれば、私どももしっかりと受けとめていただいて、いろいろな総合的な観点から、一度協議の場に立つことも必要かなと、そんな考えでおります。

○6番 戸谷裕治君

ということは、蟹江町は受け入れられるということですね、そういう話があると。

○副町長 河瀬広幸君

そういうことではなくて、今のところ、まだ正式なお話でもありませんし、私どもでいろいろな考えがございますので、それをもし名古屋市のほうから打診があれば、それはしっかりと我々も町の行政として、いろいろな観点から考えていきたいということでもあります。受ける、受けない、そういうことではありません。

○6番 戸谷裕治君

今は受け入れるとか、受け入れないとかいいんですけれども、これはどういいますか、同時に話を持っていかないと、我が町も名古屋市に対しても、例えば広域行政で、そういうことが可能だと、せつかく河村市長も須成祭とか、ああいうところにおみえになっているじゃ

ないですか、そういうわりに町長もつながりが深いと、それでしたら、そういう話というのがどうだろうということも必要だと思います。

そして、市バスの乗り入れに対しての諸案件の勉強会とか、いろいろ難しいことはあるぞということもやっております。これは、今、名古屋市の公職者の方もきょうおみえになってますけれども、動いていただいております。公職者のほうから、今度案件として名古屋市に上げていただきます、市バスというのを。それを、約束をいただいていると。ただ、受け入れ態勢、私どもの受け入れ態勢はつくらないかんものね、これを同時に進行していかないと。あちらが言ってきたからやってやろうかという話ではなしに、こちらと一緒にやりましょうといういい話だなと僕は思いますから、今ご質問申し上げているだけで、どうなんだろうということ、町長、よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、戸谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

副町長が今申し上げましたとおり、この市バスの話は正式に名古屋市からいただいたわけではございません。まず、これがひとつご理解をいただきたいと思っております。

ただ、議会の皆様方にもご理解をいただいたと思っておりますが、須成祭を、ユネスコ世界遺産を世界中に、日本のみならず近隣の市町村に広めようという1つのアイテムとして、ツールとして名古屋市から来ていただいたらどうですかということ、河村市長とお話をし、6年、6回にわたって八田の駅から蟹江の須成祭の会場まで無料バスを運行していただきました。皆様方にご予算を認めていただき6回開催をさせていただきました。これは蟹江町の予算であります。それはどうしてかと言いますと、名古屋市の停留所が今、南陽町の一部と、それから戸田の一部のところ、今停留所がございます。その当時、まだまだ近鉄のロータリーの改修云々については、折衝はしておったんですけども、なかなか意見がまとまらない状況、でも将来的にはやっぱり今戸谷議員が言われたとおりに、交流人口、滞留人口をふやす1つの大きなきっかけになるロータリーの整備、とりあえずは北側の整備を一次工事にしましょうという近鉄の同意の中でスタートをする直前の話でありましたので、まずまずは可能性としてどうなんだろうということ、市長と直接トップ同士で話をさせていただいたことはございます。JRも同じであります。今現在JRの橋上駅を進めております。来年の12月には供用開始、それから南部のロータリーも完成をいたします。そうなったときの交通アクセスとして、この可能性を名古屋市の、これはトップ同士の話でありましたので、まだまだ下のような話ではございませんでした。

また、南陽町の一部のところでは、名古屋市のバスを蟹江町に行ったらどうだという、そういうお話は非公式には、いろいろな方からは聞いてございます。市議会議員の方からも直接お話を聞いたこともございますか、先ほど、何度も言いますように、その話をだめにするということではなくて、そういう可能性が少しでもあれば、お互いにいろいろな話し合いをし

ていけばいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 戸谷裕治君

はい、ありがとうございます。

いいお話で、少しでもそういう話があったよと、机上についていただけるといふことで、それはいいお話をいただきまして、ありがとうございます。

今申し上げたのは、積極的に進めたいと思っております。我々議員といふのは、町の皆さんの要望をどんどん上げていく、行政を動かすのが役目でございます。お互い名古屋市との交流もしながら、そういう公職者の方とか、そして地元の方、私どもの地元の方とかも話し合いながら、これはぜひ進めるべきだ、なぜ進めるべきだといふのは、これは蟹江町のためになると思っているからです。

ただ、まずは近鉄蟹江駅南側までですね、バスが来ても。といふのは、どう考えても町内をJRのほうまで走らせるのは難しい、これは踏み切りがあるからです。時間が考えられない。あれが高架でしたら可能性あるけれども、でしたら、やっぱり南のほうの開発にかかわりながらやっていくべきじゃないかなと思っております。あそこにバスの転回場を設けるとか、そういうことも我々は考えていかなければいけないし、町のほうも、そういうことを頭に置いておいていただいて、どんどん話が我々だけで進むんではなしに、名古屋市のほうも俎上にのっていただくように働きかけます。我々も町長のほうに働きかけます、蟹江町の行政に。これは蟹江町のためだと思っているからでございますので、何とぞよろしくご配慮のほど、今、町長からいいご返事をいただきましたので、大変ありがたいと思っております。

続きまして、最後になりましたけれども、ふるさと納税のことでございます。

これから自治体といふのは、自分のところで稼がないと、自治体の中の循環型の財政をつくっていかないと、なかなか国からの補助とか難しい時代になってきます。ですから、いかに自分のところで稼ぐ力を持つか、そういうことが必要だと思っております。

平成27年でしたか、6月議会で、ふるさと納税をやってくださいよといふのをやりました。明るる年から始まったんですか、今までの金額的な経緯だけをちょっとご説明願えませんか。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました、ふるさと納税の現状についてご説明させていただきます。

蟹江町の現状といたしましては、平成21年度からふるさと蟹江応援寄附金の受け入れを開始いたしました。平成28年7月からは、町の魅力を、発信を目的とし、町外からの寄附者に対して返礼品の送付を始めております。現在、蓬萊柿、イチジクを初めとする蟹江町の地場産品を27品目、16業者の方で取り扱っていただいております。平成30年度の寄附額につきましては、寄附の実績といたしましては214件の寄附がございまして、寄附額といたしましては400万2,000円でございます。一方で、他の自治体への寄附により控除され

た額というものは、約5,600万円という状況でございました。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、皆さんお聞きになったとおり、27年当時は数字的には大したことなかったんですよ。ですけども、税制変わりました、ワンストップになったら、どんどんふえますよという話を差し上げたと思います。その当時から見ると、大体倍々ゲームのようにふえまして、昨年度が4,000万円、今年度5,600万円という、私どもの税収がよそに出ていっているということです。それに対して、私どもがこれからやらないといけないことは何か方策考えておられますか。

○総務課長 戸谷政司君

これからの施策といたしまして、ふるさと納税に関する国の動向を注視しつつ、その趣旨を踏まえて町の魅力発信ツールとして返礼品を少しずつ充実していければと考えております。また、寄附の使い道につきましても、利用者から共感していただいて、応援したいと思っていただけるよう、もう少し具体化するなど検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

おっしゃるとおり、これからはガバメントクラウドファンディング、目的を持った、政策を持ったところにはお金は入れますよという市民の方が結構多いです。そういうことも考えていただいて、ふるさと納税と並行で、例えば、この事業に対してという政策の打ち出し方が、これからの地方の問題点、それでふるさと納税の制度はどんどん変わってきております。何か物産を上げるとか、そういうのを目的からどんどん政策に変わってまいりたいと思いますので、新しい本当にいい政策を皆さん方考えないと、また同じような状態になりますよと。税務課長おみえですから、次年度の大体幾らぐらいのことを思っていますか。急な話だけでも。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ここ数年の経緯なんですが、平成29年度が約2,900万円の税金が控除されております。30年度が4,000万円、令和元年度が5,600万円ということで、大体ここ3年で見ますと、1.39倍ぐらい伸びております。5,600万円に単純に1.39倍を掛けますと7,700万円から7,800万円ぐらいになるんですけども、ふるさと納税ですが、一度ふるさと納税をされた方というのは、恐らく毎年やられると思います。あとはテレビとか、そういった情報ですとか、口コミの情報ですとかでやってみようという方がまたふえてくる可能性はありますので、また同じような感じで5,600万円よりはふえるのかな、来年度は思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今お聞きになったとおり、これをまた予算化していくというのは大変ですよ。何千万円という数字を、これが道路行政とか、学校の備品とかいろいろなことに充てられるやつが全部出ていっていると。これは町長、何か、今は「K I S S」から名前は変わりましたか、ああいう雑誌には本当に大変ですということをお話していただいて、住民の方に。なるべくこの自治体に落とさせていただきたいというような訴えを起こしていただきたいと、やっぱり今までそういうの見逃してきたからこういう状態に、1億円以上のお金が出ていってしまっているということですから、蟹江町にもこれだけの魅力はありますよということ。きょうは時間なかったも、いろいろと書いてきたんですけども、しゃべれないもので、次回12月に、また少し補足で説明させていただきながら質問をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○町長 横江淳一君

答弁を求めているのに答弁させていただきたいと思います。

大変我々もジレンマを感じておるのがふるさと納税であります。戸谷議員もご存じのように、泉佐野市の状況で、係争委員会が総務省に対して意向をとということがございました。私も、その案には賛成であります。やっぱりまち・ひと・しごと創生2016年から2019年が総仕上げであります。蟹江町は独自の戦略をつくり、議員の皆様方と手を取り合ってここまでやってまいりました。いかんともしがたいのがふるさと納税でございます。蟹江町はポテンシャルないとは思っておりません。しかし、多分、お金持ち、小金持ちの住民の方がたくさんおみえになって、テレビショッピングじゃなくて、パソコンショッピングじゃなくて、そういうのにはまってしまうという方も中にはおみえになるのかな、ですから、蟹江町には魅力のある商品だとか、いろいろなものがたくさんあります。その情報発信をもう少し力を入れてやると、これも昨年度から力を入れてやってございます。商工会とも協力をし、観光協会にもお願いをし、でも、そればかりではなくて、今まさに戸谷議員言われた、いわゆるクラウドファンディング、これとはちょっと話が違いますが、蟹江町のこれからやりたいことをPPPだとか、PFIの手法を使って、サウンディング業者をたくさん呼んで、蟹江町のやりたいことに対して投資をしていただく、そういう手法も一方やっていかなければいけないと、こんなことを思っています。

ふるさと納税につきましては、ことしも来年、どれぐらい、2,000万円以上減額されるのか、非常に厳しい状況にあるというのが今現在でありますけれども、頑張っって蟹江町にもう少しふるさと納税が入るように頑張っってまいりたいと思いますので、議員各位のご協力をよろしくをお願いを申し上げます。

○6番 戸谷裕治君

どうもありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

(午後 2 時59分)